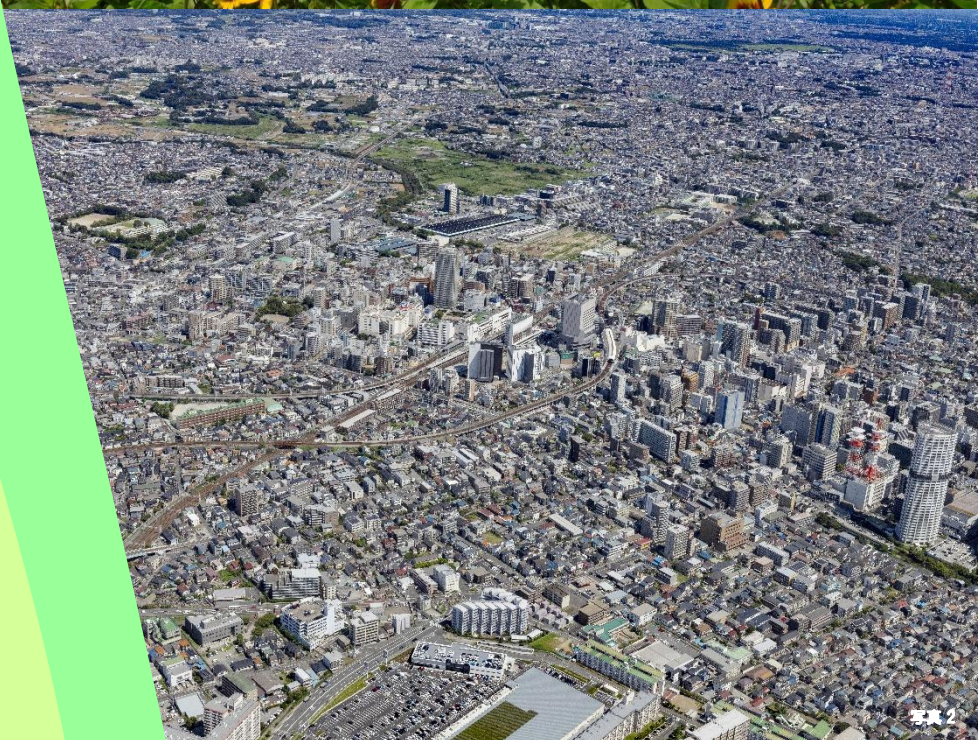
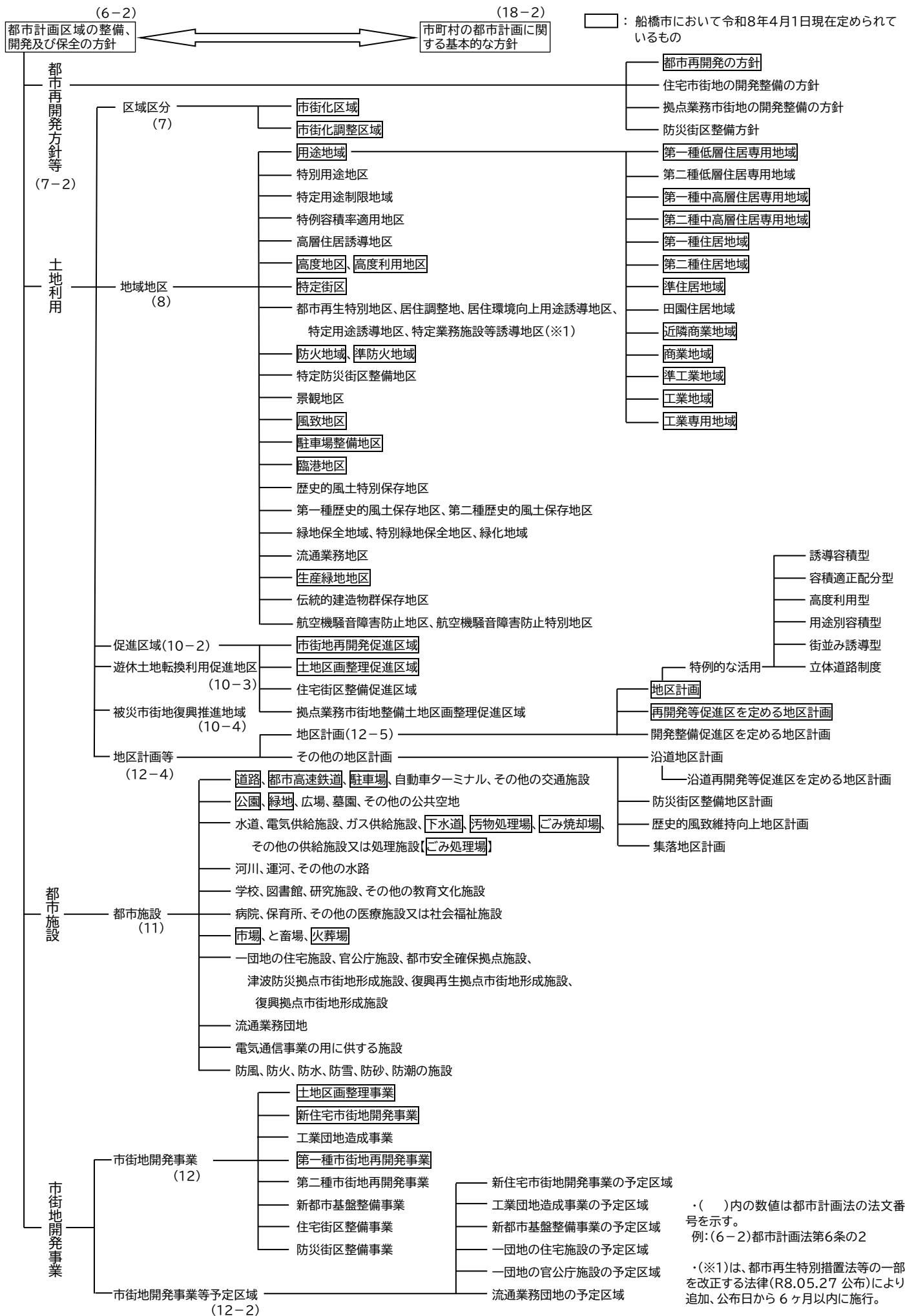




船橋の都市計画 2026



目 次 INDEX

I 都 市 計 画 と は	3
1 都市計画区域	5
2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	5
3 都市再開発の方針	5
4 市町村の都市計画に関する基本的な方針(船橋市都市計画マスタープラン)	5
II 土 地 利 用	6
1 区域区分(市街化区域・市街化調整区域)	6
2 地域地区	7
■用途地域 ■高度利用地区 ■高度地区 ■特定街区 ■防火地域・準防火地域	
■風致地区 ■駐車場整備地区 ■臨港地区 ■生産緑地地区	
3 促進区域	16
4 地区計画	17
III 都 市 施 設	18
1 都市施設	18
■ 道路	18
■ 都市高速鉄道	22
■ 駐車場	23
■ 公園・緑地	23
■ 下水道	30
■ 汚物処理場	31
■ ごみ焼却場	31
■ ごみ処理場	31
■ 市場	32
■ 火葬場	32
IV 市 街 地 開 発 事 業	33
1 市街地開発事業	33
■ 土地区画整理事業	33
■ 新住宅市街地開発事業	34
■ 第一種市街地再開発事業	35
資 料 編	36
■都市計画で定める事項等及び決定権者 ■都市計画の決定手続き	
■人口等 ■人口集中地区(DID) ■船橋市のおもな都市計画の変遷	
■用途地域による建築物の用途制限の概要 ■ふなばし生き生きふれあいマップ	

【表紙の写真】 写真1:ふなばしアンデルセン公園 写真2:船橋駅周辺 写真3:ふなばし三番瀬海浜公園

I 都市計画とは

都市には、大勢の人が集まり、働き、学び、買い物をしたり遊んだりして生活しています。もし、誰もが自分の都合だけで生活すると、他の人に迷惑をかけたり、都市全体から見て不都合が生じる場合もあります。したがって、大勢の人が生活している都市においては、土地の使い方や建物の建て方にマナーが必要であり、こうしたマナーをみんなに共通のルールとして定め、それをお互いが守っていくことが重要になります。

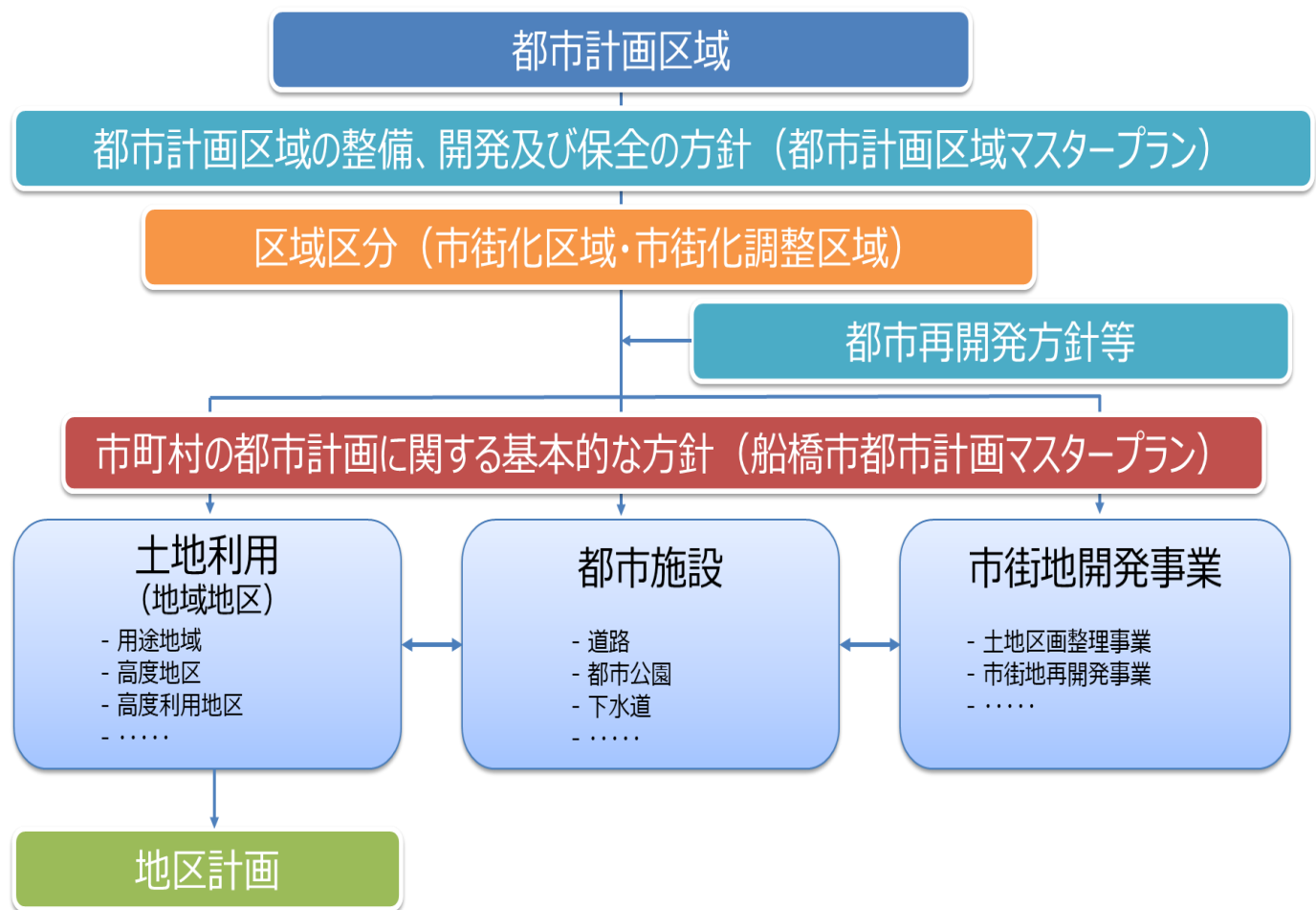
また、都市で生活していくうえで、道路・公園・下水道などの都市基盤となる公共施設は欠くことができません。こうした都市施設は、住宅の分布や人・物の流れ、隣接する市との関係などを考慮して、あらかじめ計画を立てて整備していくことが必要です。さらに、新しい市街地を形成したり、古くなった市街地を再構築したり、貴重なみどりを残すといったことなども、都市全体の中で地区の特性等を見極めながら計画的に進める必要があります。

以上のような、土地の使い方や建物の建て方についてのルールをはじめ、まちづくりに必要な多くの事柄を、相互の関係などを考慮しながら定めているのが「都市計画」(まちづくりのルール)であり、この中には、市民のみなさんや企業などが自ら作り上げるものも含まれます。

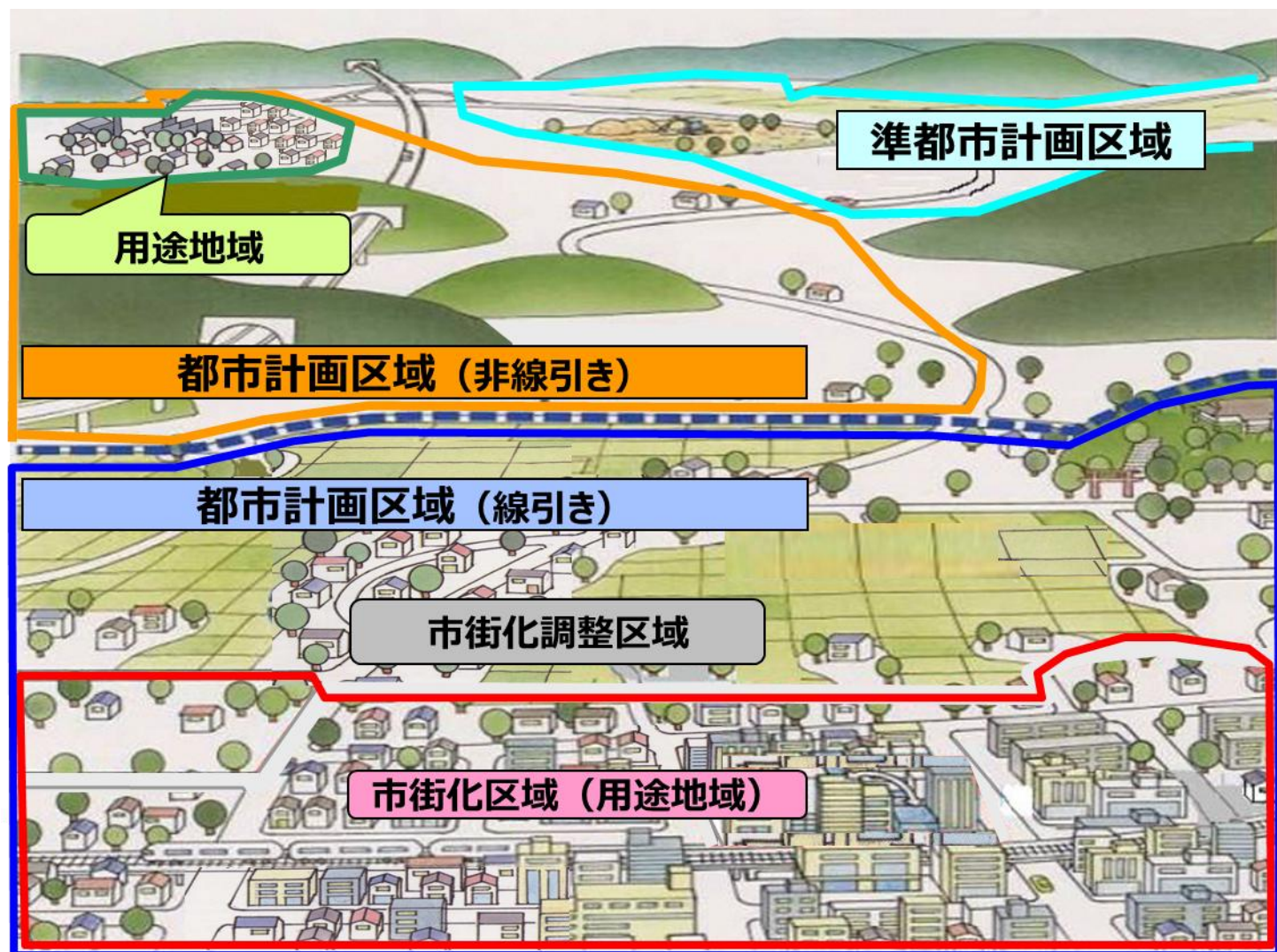
この冊子では、**令和8年4月1日時点**における船橋市で定めている都市計画の概要等を紹介します。

※人口等、人口集中地区(DID)は令和2年10月1日時点の情報です。

➤ 都市計画制度の体系図



➤ 都市計画制度の構造図



◎構造図内の用語の説明

都市計画区域	人や物の動き、都市の発展を見通し、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域のことで、都市計画法に基づいて指定されます。
線引き	都市計画区域のうち市街化区域及び市街化調整区域の区分がある区域。 (図中、 —— 範囲)
非線引き(※)	都市計画区域のうち市街化区域及び市街化調整区域の区分がない区域。 (図中、 —— 範囲)
準都市計画区域(※)	積極的な整備又は開発を行う必要はないものの、一定の開発行為、建築行為等が現に行われ、又は行われると見込まれる区域を含む一定の区域であって、そのまま土地利用を整理し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域について、これらの問題を避けるため、土地利用の整理又は環境の保全を行う区域。 (図中、 —— 範囲)
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 なお、市街化区域では併せて用途地域が指定されます。 (図中、 —— 範囲)
市街化調整区域	市街化を抑制し、農地や自然環境を守るための区域。 なお、原則として用途地域は指定されません。
用途地域	都市における土地利用を都市計画としてコントロールするために、住宅地、商業地、工業地など 13 種類に区分した地域。

※：船橋市では、該当はありません。

1 都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域を、都市計画法により都市計画区域として指定します。

船橋市は、市の全域が「船橋都市計画区域」として指定されており、必要な都市計画を決定しています。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画区域には、その都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すべきものとして「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めることとされており、都市計画運用指針では、おおむね20年後の地域毎の市街地像を記載することが目標として掲げられています。

船橋市においては、千葉県により『船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』が決定されています。このプランには、①都市計画の目標、②市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、③土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針が定められています。

3 都市再開発の方針

都市再開発の方針は、市街地における再開発の目標や既成市街地の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けた都市再開発のマスタープランで、人口集中の特に著しい政令で定める大都市を含む都市計画区域内の市街化区域において、1号市街地等を定めるよう努めることとされており、船橋市はその対象となっています。この方針で定めるものは以下のとおりとなります。

種 類	内 容
1号市街地	都市計画区域のうち、人口集中地区(DID 地区)を対象として計画的な再開発が必要な市街地
2号地区(2項地区)	1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
誘導地区	2号地区(2項地区)に至らないものの再開発を行うことが望ましく、2号地区(2項地区)に誘導していくことが望ましい地区

4 市町村の都市計画に関する基本的な方針（船橋市都市計画マスタープラン）

この都市計画マスタープランは、市町村が市民の意見などを反映させて、まちづくりの将来ビジョン・地域のあるべき姿・まちづくりの方針などを定めるものです。

船橋市では、おおむね20年後の市のまちづくりの将来像を示すため、平成13年2月に初めて都市計画マスタープランを策定し、11年後の平成24年に一度見直しを行いました。

また、第1期マスタープラン策定からおおむね20年が経過し、令和4年4月から第3次船橋市総合計画がスタートすることに合わせて令和4年11月に第2期のマスタープランを策定しました。

※ 千葉県都市づくりビジョン

千葉県都市づくりビジョンは、都市計画区域マスタープランの見直しに向けて、おおむね30年先を見据え、広域的な視点から将来の千葉県の都市のすがたを描き、都市づくりの方向性や方針を示すことを目的として、令和5年6月に千葉県が策定しました。

このビジョンは「千葉県総合計画」と「都市計画区域マスタープラン」をつなぐ任意の計画として位置づけられています。

Ⅱ 土 地 利 用

都市内の土地について、住居、商業、工業などの用途と機能を適正に配分すること、公共施設等に見合った建築密度を適正に配分すること、環境保全等の面から適正な空間を保持すること、景観を維持することなどの観点から、土地利用に一定の秩序を与え、良好な環境と機能を維持するため、土地利用に関する都市計画を定めています。

1 区 域 区 分（市街化区域・市街化調整区域）

区域区分は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することをいいます（線引き）。

市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域のことです。

市街化区域内では、計画的な市街化を達成するため、道路、公園、下水道などの都市基盤施設の整備を重点的に進めることとされています。

（面積：ha）

都市計画変更年月日	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
令和 4 年 3 月 4 日 県告示第 103 号	8,562	約 8,564	約 5,551	約 3,013

※平成 26 年 10 月 1 日より行政区域面積は 8,562ha となっていますが、都市計画区域の面積の変更には都市計画法に定められた各種手続きが必要であり、都市計画区域の面積は従来の数値のままとなっています。

➤ 区域区分の変遷

（面積：ha 比率：%）

都市計画 決定・変更年月日 告示番号	主な変更箇所	行政区域	都市計画 区域	市街化 区域	市街化 区域比率	市街化 調整区域
昭和 45 年 7 月 31 日 県告示第 489 号	—	8,145	約 8,145	約 5,045	約 61.9	約 3,100
昭和 48 年 2 月 27 日 県告示第 156 号	緑台 1・2 丁目、高根町他	8,145	約 8,145	約 5,073	約 62.3	約 3,072
昭和 53 年 3 月 31 日 県告示第 300 号	高瀬町、潮見町、若松 2・3 丁目、浜町他	8,506	約 8,506	約 5,393	約 63.4	約 3,113
昭和 60 年 5 月 31 日 県告示第 518 号	古和釜町、習志野 3 丁目、 薬円台 3 丁目、湊町 3 丁目他	8,506	約 8,506	約 5,393	約 63.4	約 3,113
平成 3 年 3 月 26 日 県告示第 316 号	藤原町 3 丁目	8,563	約 8,563	約 5,393	約 63.0	約 3,170
平成 7 年 10 月 3 日 県告示第 815 号	坪井町の一部	8,563	約 8,563	約 5,456	約 63.7	約 3,107
平成 13 年 3 月 30 日 県告示第 435 号	日の出 2 丁目、浜町 2 丁目、坪井町、 豊富町、鈴身町、車方町の各一部	8,564	約 8,564	約 5,509	約 64.3	約 3,055
令和 4 年 3 月 4 日 県告示第 103 号	東町、米ヶ崎町、高根町、夏見 5 丁目、 夏見 7 丁目、飯山満町 1 丁目の 各一部の区域	8,562	約 8,564	約 5,551	約 64.8	約 3,013

※平成 26 年 10 月 1 日より行政区域面積は 8,562ha となっていますが、都市計画区域の面積の変更には都市計画法に定められた各種手続きが必要であり、都市計画区域の面積は従来の数値のままとなっています。

2 地域地区

地域地区は、都市計画区域内の土地を自然的条件や土地利用の動向などによって区分し、建築物などについて必要な制限を行うことにより、土地の合理的な利用を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備に資するために定めるものです。

■ 用途地域

都市における住居、商業、工業といった土地利用は、似たようなものが集まっているとそれぞれにあった環境が守られ効率的な活動を行うことができます。しかし、建物の規模や種類が大きく異なる土地利用が進むと、互いの生活環境や業務の利便が悪くなることがあります。そこで、都市を住宅地、商業地、工業地など 13 種類の用途地域に区分し、土地利用を都市計画としてコントロールしています。

➤ 用途地域の種類

第一種低層住居専用地域  低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。	第二種低層住居専用地域  主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。	第一種中高層住居専用地域  中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。
第二種中高層住居専用地域  主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。	第一種住居地域  住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。	第二種住居地域  主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。
準住居地域  道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。	田園住居地域  農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。	近隣商業地域  まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。
商業地域  銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。	準工業地域  主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。	工業地域  どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
工業専用地域  工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。		

※ :本市未決定

出典:国土交通省HP

種 類	建蔽率(%)	容積率(%)	建築物の 高さの限度(m)	面積(ha)	比率(%)
第一種低層住居専用地域	40、50	80、100、150	10	約 1,770	31.9
第一種中高層住居専用地域	60	200	—	約 1,274	23.0
第二種中高層住居専用地域	60	200	—	約 13	0.2
第一種住居地域	60	200	—	約 970	17.5
第二種住居地域	60	200、300	—	約 194	3.5
準住居地域	60	200	—	約 79	1.4
近隣商業地域	80	200、300	—	約 107	1.9
商業地域	80	400、500、600 700、800	—	約 286	5.2
準工業地域	60	200、300	—	約 317	5.7
工業地域	60	200	—	約 193	3.5
工業専用地域	50、60	200	—	約 348	6.3
計	—	—	—	約 5,551	100.0

令和 7 年 7 月 29 日変更船橋市告示第 586 号
(当初決定:昭和 48 年 2 月 27 日千葉県告示第 155 号)



第一種低層住居専用地域（坪井東）



準住居地域（市場通り）



商業地域（本町通り）



工業専用地域（西浦、南海神）

■ 高度利用地区

土地利用が細分化され、土地を効率的に利用できていない地区に対し、「建築物の容積率の最高限度及び最低限度」、「建蔽率の最高限度」、「建築面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」を定めることにより、小規模建築物を抑制するとともに敷地内に有効な空地を確保することにより、都市の環境改善や防災機能の向上を図る地域地区です。

船橋市では、高度利用地区の事例として、船橋駅前に「船橋 FACE」などがあります。

位置図 番号	名 称	面 積 (ha)	建築物の容積率 (%)		建築物の 建蔽率の 最高限度 (%)	建築物の 建築面積の 最低限度 (m2)	壁面の 位置の 制限	都市計画による制限 (%)		都市計画変更 (当初決定) 年月日 ※ () の記載が ないものは 当初決定 を示す。
			最高 限度	最低 限度				容積率	建蔽率	
①	本町2丁目 地区	約1.3	700	300	70	200	○	600	80	H.1.11.10 市告示第135号 (S.46.9.4 市告示第51号)
但し、建築物の建蔽率の最高限度は建築基準法 第53条第3項第1号又は第2号いずれかに該 当する建築物にあっては10%を、同項第1号 及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号 に該当する建築物にあっては20%を加えた数 値とする。										
②	本町7丁目 地区	約1.4	700	400	100	300	○	700	80	S.51.10.30 市告示第49号 (S.47.8.4 市告示第52号)
③	本町7丁目 第二地区	約1.4	500	200	80 但し、耐火 建築物に あっては 100%	200	—	500	80	S.53.3.31 市告示第18号
④	本町1丁目 地区	約1.3	900	400	70	300	○	800	80	S.63.3.18 市告示第135号
但し、建築物の建蔽率の最高限度は建築基準法 第53条第3項第1号又は第2号いずれかに該 当する建築物にあっては10%を、同項第1号 及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号 に該当する建築物にあっては20%を加えた数 値とする。										
⑤	本町4丁目 地区	約0.17	700	200	50	200	○	400 又は 600	80	H.9.1.17 市告示第5号
		約0.26	500							
⑥	本町1丁目 第二地区	約0.30	750	200	50	200	○	400 又は 600	80	H.16.2.27 市告示第63号
		約0.03	550							
		約0.3	但し、建築物の建蔽率の最高限度は建築基準法 第53条第3項第1号又は第2号いずれかに該 当する建築物にあっては10%を、同項第1号 及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号 に該当する建築物にあっては20%を加えた数 値とする。							
計		約6.1	—				—	—		—

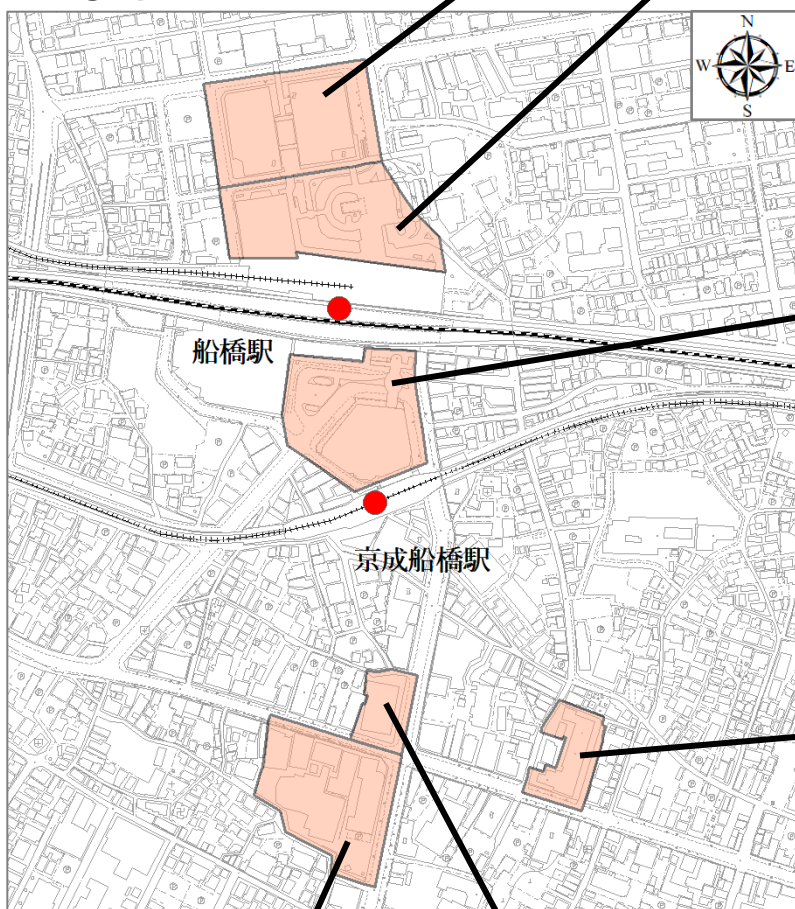
➤ 高度利用地区 位置図



③ 本町7丁目第二地区



② 本町7丁目地区



④ 本町1丁目地区



⑤ 本町4丁目地区



① 本町2丁目地区



⑥ 本町1丁目第二地区

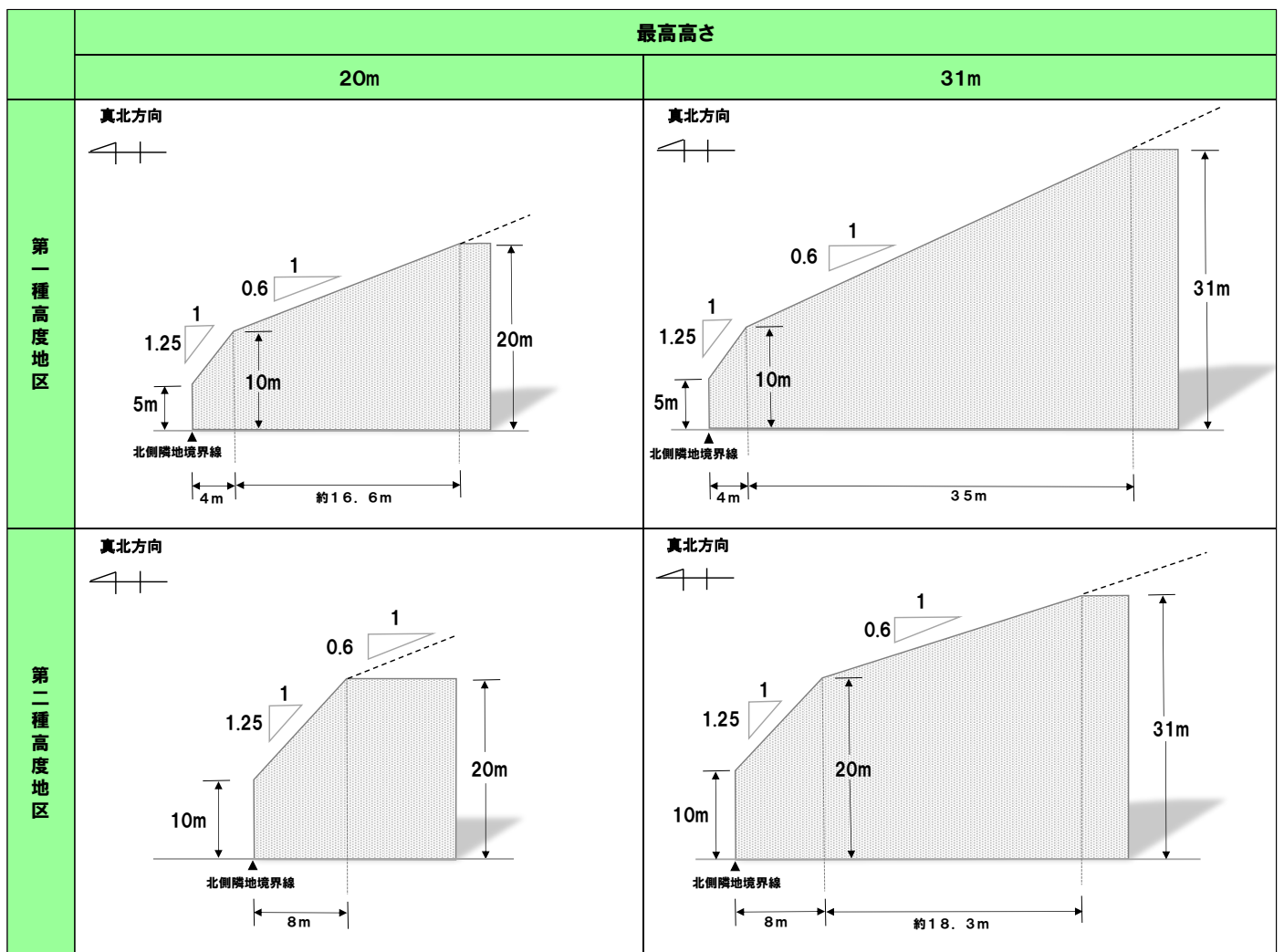
■ 高度地区

日照、通風、採光などの市街地環境を維持するため、または土地利用の増進を図るため建築物の高さの最高限度等を定める地域地区です。

船橋市では、低層住宅と中高層住宅の調和的土地利用の実現を図るため、平成21年2月10日、従前の斜線制限型の高度地区を活かしつつ、最高高さの制限を新たに加えました。

種 類	最高高さ(m)	面 積 (ha)	都市計画変更(当初決定)年月日
第一種高度地区	20	約 1,805	R. 7. 7.29 市告示第 587 号 (S.48. 2.27 市告示第 13)
	31	約 93	
第二種高度地区	20	約 445	
	31	約 794	
計		約 3,137	-

➤ 高度地区の制限内容



: 建築が可能な範囲

■ 特定街区

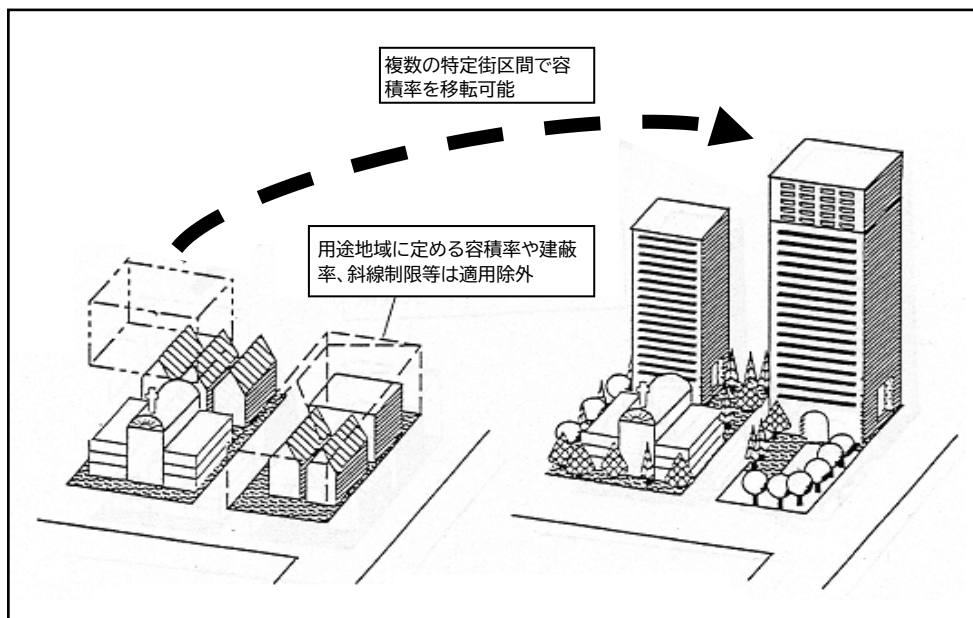
街区を単位として統一感のあるまちづくりを行うため、建築基準法の建蔽率、高さ等に関する一般的な制限を適用せず、都市計画において建築物の容積率並びに高さの最高限度および壁面の位置の制限を定める地域地区です。

特定街区では、市街地環境の向上や地域の整備改善に寄与する程度に応じて、容積率を割り増すことができます。また、隣接する複数の街区を一体的に計画する場合には、街区間の容積率の移転が可能です。

名 称	面 積 (ha)	建築物の 容積率 (%)	建築物の 高さの最高限度 (m)	壁面の位置 の制限	都市計画変更 (当初決定) 年月日
本町1丁目特定街区	約 0.7	900	高層部：200 中層部：20、40 低層部：10	○	R. 6. 1.12 市告示第23号 (S.50.12.16 市告示第60号)

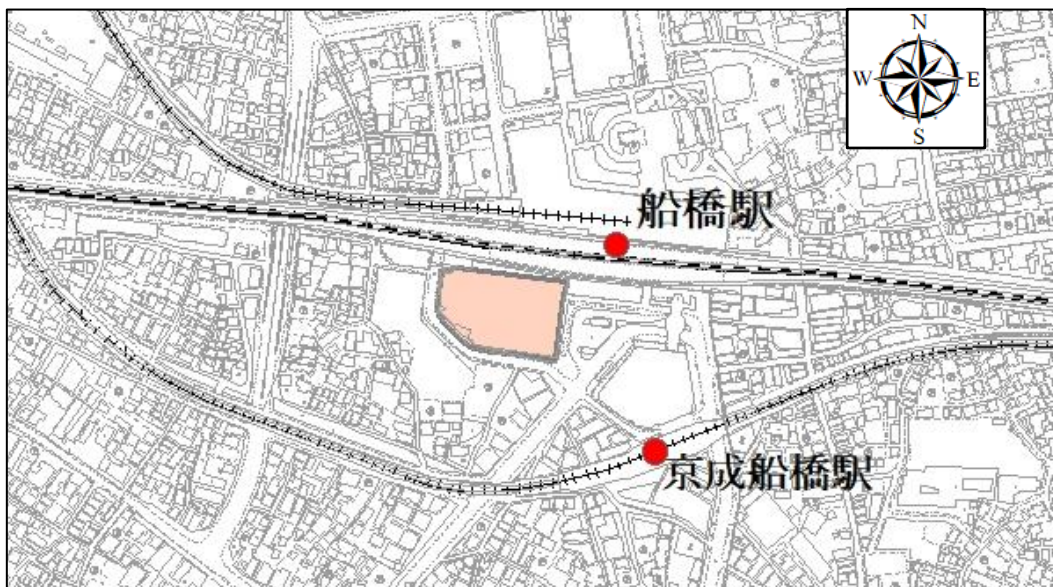
➤ 特定街区のイメージ

出典:国土交通省HP



※本町1丁目特定街区では、複数の特定街区間での容積率の移転は行っておりません。

➤ 特定街区 位置図



■ 防火地域・準防火地域

市街地における火災の危険を防除するために、建築物の構造や材質を規制する地域地区です。

指定することで、一定規模以上の延べ面積や階数を有する建築物などに対し、構造や外壁の開口部、屋根の耐火性能の向上を義務付けます。

名 称	面 積(ha)	都市計画変更（当初決定）年月日
防火地域	約 36	R. 7. 7.29 市告示第 588 号 (S.30.12.26 建告示第 1567 号)
準防火地域	約 397	
計	約 433	—

■ 風致地区

貴重な緑を守り、調和のとれた街の景観を創り出すため、都市の良好な自然環境に富んでいる地域を、都市計画の中で風致地区に指定し、船橋市風致地区条例により、地区内での建築物の高さや規模を抑えるなど、一定の規制をすることによって、緑あふれた秩序ある街並みを維持しようとするものです。

名 称	面 積 (ha)	都市計画変更（当初決定）年月日
葛飾風致地区	95.0	S.48. 2.27 県告示第 157 号 (S.13.10.22 内務省告示第 457 号)
中山競馬場風致地区	89.1	S.44. 4. 9 建設省告示第 1356 号 (S.13.10.22 内務省告示第 457 号)
法典風致地区	107.2	S.60.11. 8 県告示第 1123 号 (S.13.10.22 内務省告示第 457 号)
滝不動風致地区	217.0	S.48. 2.27 県告示第 157 号 (S.13.10.22 内務省告示第 457 号)
計	508.3	—

➤ 風致地区内での行為の制限

風致地区内で下記行為を行おうとする場合には、原則、船橋市風致地区条例に基づく船橋市長の許可を受ける必要があります。

行為の種類	行為の制限
建築物の建築	高さが 10m を超えないこと
	建蔽率は 40% 以下とすること
	外壁又はこれに代わる柱の面を道路から 2m 以上、その他の境界から 1m 以上離すこと
	周囲の景観(街並み)と調和させること
工作物の設置	周囲の景観(街並み)と調和させること
建築物その他の工作物の色彩の変更	周囲の景観(街並み)と調和させること
宅地造成等の土地の形質変更	宅地造成地等の敷地内に一定の緑地を確保すること
	高さ 3m を超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと
	1ha 以上の場合は、一団の森林を保全すること
水面の埋め立て、干拓	周囲の景観(街並み)と調和させること
木竹の伐採	伐採する面積は 1ha 以内とすること
土石の採取	周囲の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと
屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積	周囲の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと

■ 駐車場整備地区

自動車交通が集中する市街地において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、駐車施設の整備を促す地域地区です。

名 称	面 積 (ha)	都市計画決定年月日
J R 船橋駅周辺駐車場整備地区	約 190	H. 4. 4.21 市告示第 57 号
J R 西船橋駅周辺駐車場整備地区	約 34	
計	約 224	—

➤ 駐車場整備地区 位置図



➤ 駐車場整備地区内での駐車施設附置義務

駐車場整備地区内で下記に該当する建築物を建築及び駐車施設を設けようとする場合には、原則、船橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づく届出をする必要があります。

建築物用途の種別			対象建築物	附置基準
①	特定用途の建築物	百貨店・その他の店舗・事務所	建築物の延べ面積が 1,500 m ² を超えるもの	1 台 / 150 m ²
		劇場・映画館・演芸場・観覧場・放送スタジオ・公会堂・集会場・展示場・結婚式場・斎場・旅館・ホテル・料理店・待合・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・舞踏場・遊技場・ボウリング場・体育館・病院・卸売市場・倉庫及び工場		1 台 / 200 m ²
②	非特定用途の建築物	住宅・学校教育法第 1 条に規定する学校（大学除く）	適用除外	—
		神社・仏閣・各種学校等上記以外の建築物	建築物の延べ面積が 2,000 m ² を超えるもの	1 台 / 450 m ²
① + ② の複合建築物			①の用途面積と②の用途面積の3/4とを合計したものが、1,500 m ² を超えるもの	各種の用途面積に応じた台数を合計したもの

■ 臨港地区

港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾施設等が立地する区域などを定め、分区条例等港湾法に基づき必要な土地利用規制が課せられる地域地区です。

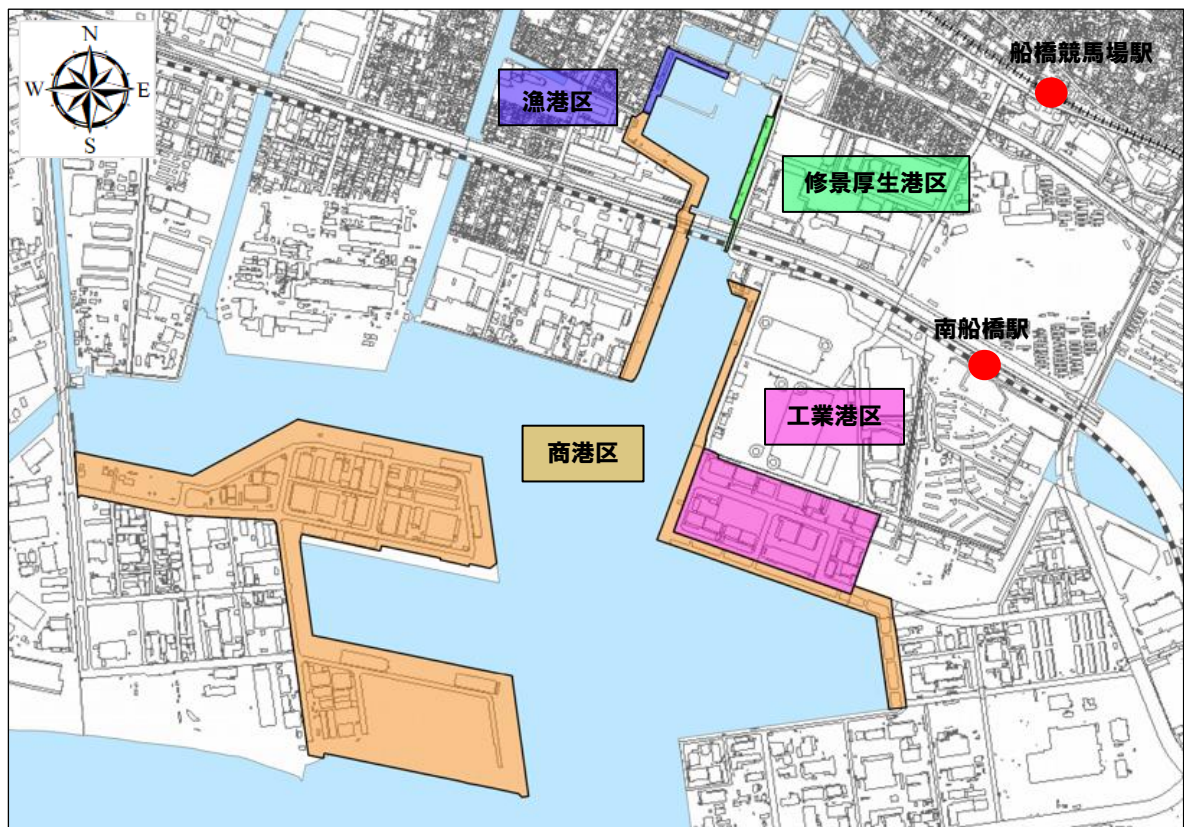
船橋市では、10 種類ある分区のうち「商港区」「工業港区」「修景厚生港区」「漁港区」の 4 つが指定されています。

名 称	面 積 (ha)	都市計画変更（当初決定）年月日
千葉港臨港地区	約 93	R. 3. 3.19 県告示第 172 号 (H.20. 8.15 県告示第 641 号)

➤ 分区の種類

種 類	内 容
商港区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
工業港区	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
鉄道連絡港区	鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域
漁港区	水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
バンカー港区	船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域
保安港区	爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
マリーナ港区	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
クルーズ港区	主に観光旅客の利便に供することを目的とする区域
修景厚生港区	景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域

➤ 臨港地区 位置図



■ 生産緑地地区

生産緑地地区とは、市街化区域内に位置し、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共用地として適している農地等を都市計画に定め、計画的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに良好な都市環境を形成しようとするものです。都市計画に定められることで、生産緑地法にて住宅の建築や宅地造成などが禁止され、農地等が計画的に保全されます。

地 区 数	面 積 (ha)	都市計画変更（当初決定）年月日
455 地区	約 157.97	R. 7.12.19 市告示第 911 号 (S.61.12.23 市告示第 171 号)



第 49 号二和東第 1 生産緑地地区



第 84 号上山町第 25 生産緑地地区

3 促 進 区 域

促進区域は、区域内の土地所有者等による市街地の再開発等を促進するために定められる地域です。一定期間内に事業化されない場合は、市町村が代わりに事業を行うこととなります。なお、促進区域内では建築物の建築等が制限され、新築や改築、増築には都道府県知事の許可が必要になります。

船橋市では、以下の 2 つの促進区域を定めています。

■ 市街地再開発促進区域

名 称	面 積 (ha)	都市計画決定年月日
船橋駅北口第二地区市街地再開発促進区域	約 1.4	S.53. 3.31 市告示第19号

※船橋駅北口第二地区第一種市街地再開発事業と同時に都市計画決定。

■ 土地区画整理促進区域

名 称	面 積 (ha)	都市計画決定年月日
坪井土地区画整理促進区域	約 65.4	H. 7.10. 3 市告示第142号

※坪井特定土地区画整理事業と同時に都市計画決定。

4 地区計画

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市が連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画法に基づく指定を行い、将来に渡ってより良いまちづくりを進めていく手法です。

地区計画で決めたルールは地区内の方が守るべきルールとなるため、特徴的かつ統一的なまちづくりを地区全体で進めることができ、まちの魅力が向上します。

名 称		用途の制限	容積率		建築率の最高限度	敷地面積の最低限度	建築面積の最低限度	地盤面の高さの最低限度	壁面の位置の制限	工作物の設置の制限	高さ		居室の床面高さの最低限度	形態・色彩・意匠の制限	緑化率の最低限度	かき・さくの構造の制限	樹林地・草地等の保全	地区施設	面 積 (ha)	都市計画変更（当初決定）年月日 ※（ ）の記載がないものは当初決定を示す。		備 考
			最高限度	最低限度							位置											
1	やよい町地区	●			●		●		●		●		●		●		●	道路、その他の公共空地（緑地）	約 2.7	H. 9. 1.17 市告示第7号（H. 7.10. 3 市告示第139号） 坪井東5丁目の一部	地区施設内に建築物・工作物等の設置不可	
2	やよい町第2地区	●			●		●		●		●		●		●		●	道路	約 2.0	H. 9. 1.17 市告示第8号（H. 7.10. 3 市告示第140号） 坪井東4丁目の一部	地区施設内に建築物・工作物等の設置不可	
3	JR東船橋駅周辺地区	●	●		●												●	－	約 49.1	H.12. 3.28 市告示第51号 東船橋1～4丁目の各一部	建築物・屋外広告物等は原色の使用を控え、落ち着いた色調とする	
4	豊富・鈴身地区	●			●		●		●		●		●		●		●	－	約 48.0	H.20.11.18 市告示第466号（H.13. 3.30 市告示第71号） 豊富町、鈴身町及び車方町の各一部	敷地外周部緑地の保全	
5	坪井町小松地区	●			●								●		●		－	約 3.9	H.13. 3.30 市告示第72号 坪井町の一部	－		
6	船橋日大前駅東地区	●			●		●		●		●		●		●		－	約 65.5	H.15.11.11 市告示第368号 坪井町、坪井東1～6丁目及び習志野台7丁目の各一部	－		
7	飯山満地区	●			●		●		●		●		●		●		道路	約 22.6	R. 5. 3.10 市告示第159号（H.20.11.18 市告示第465号） 飯山満町2、3丁目及び芝山1、3丁目の各一部	－		
8	前原団地地区	●			●		●		●		●		●		●		－	約 13.0	H.21. 2.10 市告示第57号 前原西6.8丁目及び中野木2丁目の各一部	高度地区の最高限を緩和		
9	前貝塚イトーピア地区	●			●				●		●						－	約 12.2	H.21.12.18 市告示第526号 前貝塚町の一部	原則、現況地盤面の変更不可		
10	新船橋駅東地区	●	●		●		●		●		●		●		●		道路、その他の公共空地（通路・広場）	約 11.9	H.23. 7.15 市告示第335号 北本町1丁目の一部	高度地区の最高限を緩和		
11	高根台団地地区	●			●		●		●		●		●		●		道路、その他の公共空地（通路）	約 31.2	H.23. 8.16 市告示第390号 高根台1～3丁目及び6丁目の各一部	高度地区の最高限を緩和		
12	小室東地区	●			●												－	約 13.3	H.24.12.11 市告示第589号 小室町の一部	－		
13	上山ローズタウン地区	●			●		●		●		●		●		●		－	約 1.5	H.25.12.17 市告示第647号 上山町3丁目の一部	原則、現況地盤面の変更不可		
14	前原信和地区	●			●		●		●		●		●				－	約 4.1	H.28. 9.30 市告示第526号 前原東5丁目の一部	原則、現況地盤面の変更不可 敷地内の空地は緑化に努める		
15	前原東フレッシュタウン地区	●	●		●				●		●		●				－	約 9.1	H.28. 9.30 市告示第527号 前原東6丁目の一部	原則、現況地盤面の変更不可 敷地内の空地は緑化に努める		
16	しらさぎ地区	●					●		●		●		●				－	約 6.7	H.30. 3.23 市告示第150号 大穴南1丁目の一部	－		
17	塚田駅南地区	●	●		●		●		●		●		●		●		道路、その他の公共空地（通路・緑道・広場）	約 5.8	H.30. 6.15 市告示第395号 行田1丁目の一部	高度地区の最高限を緩和		
18	南船橋駅南口地区 （再開発等促進区）	●	●		●		●		●		●		●		●		道路、その他の公共空地（歩道状空地）	約 4.5	R. 3. 5.11 市告示第376号 若松2丁目の一部	容積率を緩和には特定行政庁の認定が必要		
19	海老川上流地区	●			●		●		●		●		●		●		多目的スペース、公園スペース、公園道路、緑地	約 42.3	R. 5.11.28 市告示第953号 東町、米ヶ崎町、高根町、夏見5丁目、夏見7丁目及び飯山満町1丁目の各一部の区域	高度地区の最高限を緩和		
20	さつき台地区	●			●		●		●		●		●		●		－	約 2.0	R. 7. 3. 7 市告示第142号 大穴北3丁目の一部	－		
21	市場1丁目地区	●			●		●		●		●		●		●		歩道状空地、公園道路、緑地、多目的スペース	約 4.5	R. 7. 3. 7 市告示第143号 市場1丁目の一部	高度地区の最高限を緩和		
22	新船橋駅西地区	●			●		●		●		●		●		●		道路、公園道路、緑地、緑道、公園、多目的スペース	約 6.8	R. 7. 7.29 市告示第589号 山手1丁目の一部	高度地区の最高限を緩和		
23	新船橋駅商業地区	●			●		●		●		●		●		●		歩道状空地、公園道路	約 6.4	R. 7. 7.29 市告示第590号 山手1丁目の一部	－		
計		23	5	0	9	22	0	0	18	0	21	0	0	21	1	19	1	11	約 369.1			

Ⅲ 都市施設

1 都市施設

都市施設は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設で、鉄道や道路などの交通施設、公園や緑地などの公共空地、下水道やごみ焼却場などの供給・処理施設などがあります。これらのうち、都市計画として定められた施設を「都市計画施設」といいます。

船橋市では、以降に記載しているものを「都市計画施設」として定めています。

■ 道路

道路は、都市における円滑な移動を確保するための交通機能、都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成し、供給処理施設（電気、電話、ガス、水道などのライフライン）等の収容空間を確保するための空間機能、及び都市構造を形成し街区を構成するための市街地形成機能など多様な機能を有しています。

区 分	路線数	都市計画決定 延長(m)	改良済(m)	概成済(m)
			改良済整備率(%)	概成済整備率(%)
自動車専用道路	2	約 4,160	2,393	1,097
			57.5%	26.4%
幹線街路	41	約 121,660	52,959	16,633
			43.5%	13.7%
区画街路	12	約 3,490	3,166	0
			90.7%	0.0%
計	55	約 129,310	58,518	17,730
			45.3%	13.7%

※改良済：道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長

※概成済：改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（おおむね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員）を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長



都市計画道路 3・3・7 号南本町馬込町線

路線番号			路線名	都市計画決定・変更				整備状況	
区分	規模	一連 番号		幅員 (m)	延長 (m)	当初決定告示年月日	最終告示年月日	改良済(m)	概成済(m)
								改良済 整備率(%)	概成済 整備率(%)
1	3	1	海神町本中山5丁目線	23	約 3,490	S.38. 3.30 建告1015	S.63. 3.18 県告212	2,393 68.6%	1,097 31.4%
1	3	2	北千葉道路	23～25	約 670	R. 3. 1.12 県告8	R. 3. 1.12 県告8	0 0.0%	0 0.0%
3	1	1	千葉ニュータウン中央線	76	約 1,580	S.44. 1.27 建告128	R. 3. 1.12 県告8	1,580 100.0%	0 0.0%
3	1	2	東京湾岸道路船橋線	50	約 3,520	S.44. 5.20 建告2310	S.63. 3.18 県告212	3,520 100.0%	0 0.0%
3	1	3	若松馬込町線	40	約 6,670	S.56.11.20 県告1122	S.63. 3.18 県告212	2,745 41.2%	0 0.0%
3	3	4	小室町北線	25	約 690	S.44. 1.27 建告128	S.63. 3.18 県告212	690 100.0%	0 0.0%
3	3	5	北習志野駅前線	22	約 720	S.38. 3.30 建告1015	S.63. 3.18 県告212	720 100.0%	0 0.0%
3	3	6	西船橋駅南線	22	約 110	S.42.12. 5 建告4030	S.63. 3.18 県告212	0 0.0%	0 0.0%
3	3	7	南本町馬込町線	22	約 5,480	S.56.11.20 県告1122	H. 2. 7.13 県告607	2,709 49.4%	26 0.5%
3	3	8	古作町前原東2丁目線	22	約 7,800	S.38. 3.30 建告1015	S.63. 3.18 県告212	276 3.5%	0 0.0%
3	4	9	船橋国道16号線	21	約 2,270	S.44. 1.27 建告128	S.63. 3.18 県告212	2,270 100.0%	0 0.0%
3	4	10	船橋駅三田浜海岸線	20	約 1,530	S.38. 3.30 建告1015	S.63. 3.18 県告212	1,260 82.4%	270 17.6%
3	4	11	本町本海川線	20	約 260	S.42. 3.16 建告643	S.63. 3.18 県告212	260 100.0%	0 0.0%
3	4	12	船橋駅天沼線	20	約 410	S.44. 1.27 建告128	S.63. 3.18 県告212	410 100.0%	0 0.0%
3	4	13	天沼本町6丁目線	18	約 630	S.42. 3.16 建告643	S.63. 3.18 県告212	630 100.0%	0 0.0%
3	4	14	本町東線	18	約 1,370	S.42. 3.16 建告643	S.63. 3.18 県告212	285 20.8%	0 0.0%
3	4	15	本郷町古作町線	18	約 2,670	S.30.12.26 建告1549	S.63. 3.18 県告212	1,728 64.7%	755 28.3%
3	4	16	田喜野井御滝線	18	約 6,300	S.44. 1.27 建告128	S.63. 3.18 県告212	258 4.1%	0 0.0%
3	4	17	船橋国道14号線	16	約 6,410	S.44. 1.27 建告128	H. 2. 7.13 県告607	444 6.9%	5,966 93.1%
3	4	18	海神町前原東2丁目線	16	約 5,790	S.42. 3.16 建告643	H. 2. 7.13 県告607	2,682 46.3%	869 15.0%
3	4	19	下総中山駅前線	16	約 190	S.44. 1.27 建告128	S.63. 3.18 県告212	0 0.0%	0 0.0%
3	4	20	印内習志野台線	16	約 10,550	S.38. 3.30 建告1015	H. 9. 8.15 県告619	4,928 46.7%	211 2.0%
3	4	21	海神町二子町線	16	約 2,720	S.37. 3.31 建告1102	H. 2. 7.13 県告607	1,343 49.4%	186 6.8%
3	4	22	西浦藤原町線	16	約 5,910	S.44. 1.27 建告128	H.13. 3.13 県告245	4,609 78.0%	30 0.5%
3	4	23	夏見高根町線	16	約 3,150	S.44. 1.27 建告128	S.63. 3.18 県告212	498 15.8%	0 0.0%
3	4	24	南海神湊町3丁目線	16	約 2,030	S.38. 3.30 建告1015	S.63. 3.18 県告212	1,071 52.8%	0 0.0%
3	4	25	宮本古和釜町線	16	約 9,150	S.44. 1.27 建告128	H. 2. 7.13 県告607	7,654 83.7%	416 4.5%
3	4	26	津田沼駅前原線	16	約 1,000	S.45. 6.30 県告410	S.63. 3.18 県告212	236 23.6%	0 0.0%
3	4	27	前原東飯山満町線	16	約 2,530	S.44. 1.27 建告128	H. 9. 8.15 県告619	1,508 59.6%	25 1.0%

路線番号			路線名	都市計画決定・変更					整備状況	
区分	規模	一連 番号		幅員 (m)	延長 (m)	当初決定告示年月日	最終告示年月日	改良済(m)	概成済(m)	
								改良済 整備率(%)	概成済 整備率(%)	
3	4	28	三山東線	16	約 600	S.38. 3.30 建告1015	S.63. 3.18 県告212	600	0	
								100.0%	0.0%	
3	4	29	三山習志野5丁目線	16	約 1,800	S.44. 1.27 建告128	S.63. 3.18 県告212	272	0	
								15.1%	0.0%	
3	4	30	習志野公園線	16	約 4,590	S.38. 3.30 建告1015	H. 7.10. 3 県告813	2,914	915	
								63.5%	19.9%	
3	5	31	西船橋駅印内線	12	約 900	S.44. 1.27 建告128	S.63. 3.18 市告28	372	343	
								41.3%	38.1%	
3	5	32	中山東線	12	約 820	S.38. 3.30 建告1015	S.63. 3.18 市告28	0	366	
								0.0%	44.6%	
3	5	33	藤原町馬込町線	12	約 4,050	S.38. 3.30 建告1015	S.63. 3.18 県告212	332	3,718	
								8.2%	91.8%	
3	5	34	藤原町線	12	約 1,500	S.44. 1.27 建告128	S.63. 3.18 市告28	1,500	0	
								100.0%	0.0%	
3	5	35	前原東習志野台線	12	約 5,000	S.38. 3.30 建告1015	H. 7.10. 3 県告813	228	2,237	
								4.6%	44.7%	
3	6	36	東船橋競馬場線	11	約 1,200	S.30.12.26 建告1549	S.63. 3.18 市告28	197	300	
								16.4%	25.0%	
3	1	37	馬込町古和釜町線	40	約 7,070	S.56.11.20 県告1122	S.63. 3.18 県告212	0	0	
								0.0%	0.0%	
3	3	38	坪井駅前線	22	約 1,780	H. 7.10. 3 県告813	H. 7.10. 3 県告813	1,780	0	
								100.0%	0.0%	
3	4	39	坪井東線	16	約 450	H. 7.10. 3 県告813	H. 7.10. 3 県告813	450	0	
								100.0%	0.0%	
3	4	40	海老川新駅前線	16	約 380	R. 6. 3.26 市告263	R. 6. 3.26 市告263	0%	0	
								0.0%	0.0%	
3	4	41	海老川新駅前広場線	16	約 80	R. 6. 3.26 市告263	R. 6. 3.26 市告263	0%	0	
								0.0%	0.0%	
7	7	1	本町海神2丁目線	6	約 110	S.50. 7.25 市告39	S.63. 3.18 市告28	110	0	
								100.0%	0.0%	
7	7	2	海神2丁目線	6	約 650	S.50. 7.25 市告39	S.63. 3.18 市告28	326	0	
								50.2%	0.0%	
7	7	3	海神1丁目線	6	約 180	S.58. 5.17 市告76	S.63. 3.18 市告28	180	0	
								100.0%	0.0%	
7	7	4	本町1号線	5	約 180	S.58. 5.17 市告76	S.63. 3.18 市告28	180	0	
								100.0%	0.0%	
7	7	5	本町2号線	6	約 190	S.58. 5.17 市告76	S.63. 3.18 市告28	190	0	
								100.0%	0.0%	
7	6	6	本町3号線	8	約 110	S.58. 5.17 市告76	S.63. 3.18 市告28	110	0	
								100.0%	0.0%	
7	7	7	本町4号線	4	約 190	S.58. 5.17 市告76	S.63. 3.18 市告28	190	0	
								100.0%	0.0%	
7	7	8	本町5号線	6	約 310	S.58. 5.17 市告76	S.63. 3.18 市告28	310	0	
								100.0%	0.0%	
7	7	9	本町宮本1丁目線	6	約 570	S.58. 5.17 市告76	S.63. 3.18 市告28	570	0	
								100.0%	0.0%	
7	7	10	宮本1号線	6	約 320	S.58. 5.17 市告76	S.63. 3.18 市告28	320	0	
								100.0%	0.0%	
7	7	11	宮本2号線	4	約 130	S.58. 5.17 市告76	S.63. 3.18 市告28	130	0	
								100.0%	0.0%	
7	7	12	宮本3号線	6	約 550	S.58. 5.17 市告76	S.63. 3.18 市告28	550	0	
								100.0%	0.0%	
計			55路線		約 129,310			58,518	17,730	

➤ 駅前広場（都市計画道路の一部として都市計画決定）

駅 名	名 称	都市計画 決定面積(㎡)	供用面積(㎡)
JR船橋駅	都市計画道路 3・4・12 号線 JR船橋駅北口交通広場	約 11,400	11,400
	都市計画道路 3・4・10 号線 JR船橋駅南口交通広場	約 11,700	7,500
JR津田沼駅	都市計画道路 3・4・26 号線 JR津田沼駅北口交通広場	約 7,400	7,400
JR西船橋駅	都市計画道路 3・5・31 号線 JR西船橋駅交通広場	約 3,100	3,100
JR下総中山駅	都市計画道路 3・4・19 号線 JR下総中山駅交通広場	約 2,300	2,300
京成電鉄北習志野駅	都市計画道路 3・3・5 号線 北習志野駅交通広場	約 7,600	7,600
東葉高速鉄道飯山満駅	都市計画道路 3・4・27 号線 飯山満駅交通広場	約 3,000	3,000
東葉高速鉄道船橋日大前駅	都市計画道路 3・3・38 号線 船橋日大前駅交通広場	約 4,500	4,500
東葉高速鉄道(仮称)海老川新駅	都市計画道路 3・4・41 号線 海老川新駅交通広場	約 3,600	—

➤ 道路の種類

種 類	内 容	
自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路	
幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路	
区画街路	地区における宅地の利用に供するための道路	
特殊街路	歩行者専用道等	専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路
	都市モノレール専用道等	専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路
	路面電车道	主として路面電車の交通の用に供する道路

出典：都市計画運用指針

➤ 道路番号の意味

番号は『区分・規模・一連番号』のルールで付番されています。

(例)都市計画道路1・3・1号線は『自動車専用道路・幅員 22m以上 30m未満・一連番号』に対応します。

区 分				規 模				一連番号	
番号	道路種別			番号	幅員の範囲				
1	自動車専用道路			1	40m	以上			船橋都市 計画道路 の区分毎 の通し番 号
3	幹線街路			2	30m		40m	未 満	
7	区画街路			3	22m		30m		
8	特殊 街路	歩行者専用道、自転車専用道、自転車歩行者専用道		4	16m		22m		
9		都市モノレール専用道等		5	12m		16m		
10		路面電车道		6	8m		12m		
			7			8m			

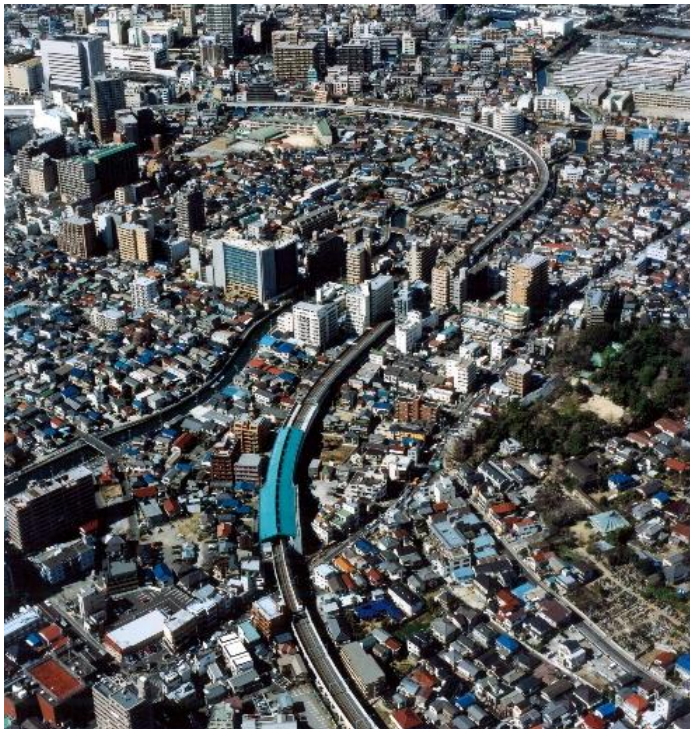
出典：都市計画運用指針

■ 都市高速鉄道

都市高速鉄道は、都市の将来像や交通体系の整備の方針を踏まえ、各交通機関の機関分担の在り方や各機関の需要を検討し、都市における活動に重要な役割を果たす公共交通機関です。

路線名称	位置		延長(m)		構造	都市計画変更（当初決定）年月日 ※（ ）の記載がないものは当初決定を示す。	摘要
	起点	終点	計画(m)	供用率(%)	形式		
船橋都市計画 都市高速鉄道第1号線 (JR総武線)	船橋市 本中山2丁目	船橋市 前原西2丁目	約 7,770	100	嵩上式、地表式	H. 8.10.29 県告示第925号 (S.43.12.28 建告示第3924号)	連続立体 交差事業
印西都市計画、船橋都市計画 都市高速鉄道第2号線 (北総線)	白井市 根字清水口	船橋市 小室町	約 4,990	100	掘割式	H.17.12.27 県告示第914号 (S.50. 2. 4 県告示第108号)	
印西都市計画、船橋都市計画 都市高速鉄道第6号線 (北総線)	船橋市 小室町	印旛村 若萩1丁目	約 12,820	100	掘割式、嵩上式	H.17.12.27 県告示第914号 (S.50. 2. 4 県告示第108号)	
船橋都市計画 都市高速鉄道第4号線 (東武アーバンパークライン)	船橋市 本町7丁目	船橋市 北本町2丁目	約 2,440	100	嵩上式、地表式	S.51.12.24 県告示第822号 (S.50. 7.25 県告示第638号)	連続立体 交差事業
鎌ヶ谷都市計画 都市高速鉄道第1号線 (東武アーバンパークライン)	船橋市 丸山1丁目	鎌ヶ谷市 初富本町1丁目	約 3,470	100	嵩上式、地表式	H. 8. 2.16 県告示第105号 (H. 3. 3.26 県告示第340号の3)	連続立体 交差事業
船橋都市計画 都市高速鉄道第5号線 (東葉高速線)	船橋市 山野町	船橋市 坪井東5丁目	約 9,770	100	地下式、嵩上式 地表式	R. 6. 3.26 県告示第201号 (S.58. 3.29 県告示第264号)	
船橋都市計画 都市高速鉄道第7号線 (京成本線)	船橋市 海神4丁目	船橋市 宮本町8丁目	約 3,540	100	嵩上式、地表式	S.58. 5.17 県告示第415号	連続立体 交差事業
東京都市計画 都市高速鉄道第5号線 (東京メトロ東西線)	中野区 中野2丁目	船橋市 印内町	約 31,710	100	地下式、掘割式、 嵩上式、地表式	S.40. 6. 7 建告示第1454号 (S.37. 8.29 建告示第2187号)	
計	—	—	約 76,510	100	—	—	—

※決定延長、供用延長の合計は都市計画決定された数字を表しますので、船橋市外の距離も含まれています。よって船橋市内の路線距離とは異なります。なお、船橋都市計画を含む路線のみでの計画延長、供用率の合計は、それぞれ「約 41,330m」、「100%」となります。



**都市高速鉄道第7号線
(京成本線連続立体交差事業)**

■ 駐車場

駐車場は、目的地における自動車交通の受け皿としての施設であり、道路と一体となって円滑な自動車交通を支える重要な都市施設です。

種 別	名 称	面 積 (㎡)	駐車台数 (台)	都市計画決定年月日	開設年月日	備考
自動車 駐車場	船橋駅北口 地下駐車場	約 9,900	約 500	S.63. 1.29 市告示第4号	H. 2.11.26	地下2層
自転車 駐車場	二和向台駅 第一自転車 駐車場	約 1,500	約 1,800	S.60.10.14 市告示第132号	S.62. 4. 1	地上3層
	船橋駅 第3自転車 駐車場	約 670	約 1,360	H. 9.12.24 市告示第197号	H.11. 9. 1	地上3層

※上記は都市計画決定情報であり、現在の駐車台数は「二和向台駅第一自転車駐車場」で約 1,950 台、「船橋駅第3自転車駐車場」で約 1,050 台となっています。

■ 公園・緑地

公園・緑地は、屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動、レクリエーション、災害時の避難の場などとして人々に利用される財産であり、快適で安全な都市空間を創出し、良好な環境を形成していくことを目的に設置するものです。

船橋市では、目的や機能の違いにより、以下の6種類の公園・緑地を定めています。

種 別	都市計画決定		開 設		供用率 (%)
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
街区公園	164	約 36.43	163	約 36.01	98.8
近隣公園	11	約 29.40	11	約 27.77	94.5
地区公園	2	約 10.60	2	約 10.60	100.0
総合公園	2	約 50.50	2	約 50.30	99.6
運動公園	1	約 19.00	1	約 19.00	100.0
小 計	180	約 145.93	179	約 143.68	98.5
都市緑地	49	約 26.87	49	約 26.78	99.7
合 計	229	約 172.80	228	約 170.46	98.6

種 別	名 称		所 在 地	都市計画変更(当初決定)年月日 ※()の記載がないものは当初決定を示す。		開設年月日 (当初)
	番 号	公 園		告示年月日	面 積 (ha)	
街区公園	2.2.1	夏見台中央	夏見4-795-1	S.47.12.16 市告78 (S.30.12.26 建告1558)	約 0.32	S.30.12.26
〃	2.2.2	夏見台東	夏見4-822-2	S.47.12.16 市告78 (S.30.12.26 建告1558)	約 0.31	H.30. 9.28
〃	2.2.3	夏見台南	夏見4-781	S.47.12.16 市告78 (S.30.12.26 建告1558)	約 0.15	S.30.12.26
〃	2.2.4	夏見台北	夏見4-774-1ほか	S.47.12.16 市告78 (S.30.12.26 建告1558)	約 0.12	S.30.12.26
〃	2.2.5	小栗原蓮池	本中山1-163-1	H. 5. 3.19 市告41 (S.35.12.27 建告2825)	約 0.20	S.36. 4. 1
〃	2.2.6	天沼井天池	本町7-1114-1	S.53. 9.26 市告59 (S.39. 9.14 建告2672)	約 0.94	S.41. 8. 1
〃	2.2.7	勝間田	西船5-245-1ほか	S.55. 7.29 市告84 (S.44. 5.20 建告2327)	約 0.32	S.45. 4. 1
〃	2.2.8	高根木戸第1号	高根台4-19-5	S.47.12.16 市告78	約 0.37	S.37. 4.18
〃	2.2.9	高根木戸第2号	高根台4-5-5	S.47.12.16 市告78	約 0.21	S.37. 4.18
〃	2.2.10	高根木戸第3号	高根台3-684-1ほか	S.47.12.16 市告78	約 0.71	H.26. 3.31 (S.48. 6. 1)
〃	2.2.11	高根木戸第4号	高根台3-721-1ほか	S.47.12.16 市告78	約 0.41	S.47. 4. 1
〃	2.2.12	北習志野第1号	習志野台2-15	S.47.12.16 市告78	約 0.29	S.42.10.16
〃	2.2.13	北習志野第2号	習志野台2-24	S.47.12.16 市告78	約 0.14	S.42.10.16
〃	2.2.14	北習志野第3号	習志野台2-39	S.47.12.16 市告78	約 0.46	S.42.10.16
〃	2.2.15	北習志野第4号	習志野台6-2	S.47.12.16 市告78	約 0.41	S.42.10.16
〃	2.2.16	北習志野第5号	習志野台2-47	S.47.12.16 市告78	約 0.49	S.42.10.16
〃	2.2.17	北習志野第6号	習志野台6-10	S.47.12.16 市告78	約 0.19	S.42.10.16
〃	2.2.18	北習志野第7号	習志野台6-27	S.47.12.16 市告78	約 0.59	S.42.10.16
〃	2.2.19	北習志野第8号	習志野台5-9	S.47.12.16 市告78	約 0.64	S.42.10.16
〃	2.2.20	北習志野第9号	習志野台5-16	S.47.12.16 市告78	約 0.29	S.42.10.16
〃	2.2.21	北習志野第10号	習志野台5-30	S.47.12.16 市告78	約 0.24	S.42.10.16
〃	2.2.22	宮本南	東船橋5-15	S.47.12.16 市告78	約 0.22	S.43. 4. 5
〃	2.2.23	海神	海神町2-3-12ほか	S.47.12.16 市告78	約 0.10	S.46. 4. 8
〃	2.2.24	大穴第1号	大穴南1-604-132ほか	S.49. 6.17 市告33	約 0.11	S.45. 6.11
〃	2.2.25	芝山中央	芝山4-244-87	H. 5. 3.19 市告41 (S.49. 6.17 市告33)	約 0.13	S.47. 9.26
〃	2.2.26	芝山南	芝山1-12-6	H. 5. 3.19 市告41 (S.49. 6.17 市告33)	約 0.12	S.48. 7. 1
〃	2.2.27	芝山西	芝山1-334-96	H. 5. 3.19 市告41 (S.49. 6.17 市告33)	約 0.10	S.48. 7. 1
〃	2.2.28	八木が谷第1号	八木が谷3-557-2	S.49. 6.17 市告33	約 0.25	S.48. 2.26
〃	2.2.29	八木が谷第2号	みやぎ台4-29-4	S.49. 6.17 市告33	約 0.20	S.48. 5.18
〃	2.2.30	八木が谷第3号	みやぎ台2-468-7	S.49. 6.17 市告33	約 0.22	S.48. 5.18
〃	2.2.31	大穴第2号	三咲8-220-108	S.49. 6.17 市告33	約 0.37	S.48.11. 5
〃	2.2.32	夏見	夏見台4-30-2	S.49. 6.17 市告33	約 0.17	S.48.11.17
〃	2.2.33	池の端	東船橋1-2017	S.49. 6.17 市告33	約 0.21	S.50. 4. 1
〃	2.2.34	松が崎	薬円台3-208-1	S.49. 6.17 市告33	約 0.12	S.49. 1. 8
〃	2.2.35	正伯	薬円台5-753	S.49. 6.17 市告33	約 0.13	S.49. 3.29
〃	2.2.36	檉の木	薬円台5-801	S.49. 6.17 市告33	約 0.10	S.49. 3.29
〃	2.2.37	金杉	金杉7-1384-2	S.49. 6.17 市告33	約 0.12	S.49. 4. 4
〃	2.2.38	八木が谷北	高野台3-735-1ほか	H.23. 7.29 市告361 (S.50.10.13 市告49)	約 0.54	H.24. 7.21 (S.49. 4. 1)
〃	2.2.39	藤原	藤原7-420-8	S.50.10.13 市告49	約 0.21	S.49. 8.21
〃	2.2.40	三咲	南三咲3-425-3ほか	S.50.10.13 市告49	約 0.17	S.49. 8.21
〃	2.2.41	小栗原北	本中山5-117	S.50.10.13 市告49	約 0.13	S.49.12. 1
〃	2.2.42	小栗原中央	本中山6-33	S.50.10.13 市告49	約 0.14	S.49.12. 1

種 別	名 称		所 在 地	都市計画変更(当初決定)年月日 ※()の記載がないものは当初決定を示す。		開設年月日 (当初)
	番 号	公 園		告示年月日	面 積 (ha)	
街区公園	2.2.43	小栗原西	本中山7-77	S.50.10.13 市告49	約 0.10	S.49.12.1
"	2.2.44	北本町	北本町2-668-3	S.50.10.13 市告49	約 0.11	S.50.2.18
"	2.2.45	宮本台北	東船橋3-3026-2	S.50.10.13 市告49	約 0.98	S.51.4.1
"	2.2.46	前原	前原東3-371-2	S.50.10.13 市告49	約 0.10	S.51.11.20
"	2.2.47	印内	印内2-741ほか	S.56.3.23 市告26 (S.50.10.13 市告49)	約 0.15	S.52.4.1
"	2.2.48	夏見台2丁目ひまわり	夏見台2-661-4ほか	H.30.8.17 市告562 (S.52.7.8 市告41)	約 0.27	H.30.8.31 (S.51.7.27)
"	2.2.49	緑台西	緑台2-1-5	S.52.7.8 市告41	約 0.32	S.51.6.30
"	2.2.50	緑台中央	緑台2-7-1	S.52.7.8 市告41	約 0.82	S.50.11.1
"	2.2.51	習志野台5丁目	習志野台5-37-6ほか	S.52.7.8 市告41	約 0.27	S.51.9.13
"	2.2.52	習志野台8丁目	習志野台8-1983-10ほか	S.56.3.23 市告26 (S.52.7.8 市告41)	約 0.33	S.52.3.26
"	2.2.53	三山北	三山5-782-35ほか	S.52.7.8 市告41	約 0.10	S.51.10.18
"	2.2.54	三山	三山4-78-46	S.52.7.8 市告41	約 0.10	S.51.9.2
"	2.2.55	西習志野第2号	西習志野3-1867-58	S.52.7.8 市告41	約 0.12	S.52.1.6
"	2.2.56	市場	市場3-2314-2	S.52.7.8 市告41	約 0.10	S.53.11.22
"	2.2.57	八木が谷	八木が谷2-553-20	S.53.3.23 市告13	約 0.12	S.52.8.2
"	2.2.58	古和釜	古和釜町788-83	S.53.3.23 市告13	約 0.23	S.52.5.31
"	2.2.59	宮本台	東船橋4-3006	S.53.3.23 市告13	約 0.51	S.56.2.4
"	2.2.60	みなと	湊町1-2596-4	S.53.3.23 市告13	約 0.13	S.54.3.24
"	2.2.61	本郷	本郷町484	S.53.3.23 市告13	約 0.26	S.52.10.14
"	2.2.62	本町北	本町6-1409-1ほか	S.53.9.26 市告59	約 0.13	S.55.12.23
"	2.2.63	海神東	海神4-707ほか	S.54.3.24 市告29	約 0.18	S.56.3.4
"	2.2.64	丸山	丸山2-139-3ほか	H.28.9.9 市告487 (S.54.3.24 市告29)	約 0.29	H.26.3.31 (S.55.2.9)
"	2.2.65	田喜野井南	田喜野井1-359ほか	S.54.3.24 市告29	約 0.16	S.55.9.20
"	2.2.66	前原西	前原西2-266-4ほか	S.54.3.24 市告29	約 0.10	S.55.3.29
"	2.2.67	はまかぜ	浜町1-2-28	S.55.7.29 市告84	約 0.10	S.54.6.14
"	2.2.68	海神町2丁目	海神町2-1-2	S.55.7.29 市告84	約 0.21	S.53.12.22
"	2.2.69	西船みどり	西船2-35-5	S.55.7.29 市告84	約 0.23	S.54.4.13
"	2.2.70	前貝塚南	前貝塚町380-93	S.55.7.29 市告84	約 0.18	S.54.6.19
"	2.2.71	前貝塚北	前貝塚町366-23ほか	S.55.7.29 市告84	約 0.12	S.54.6.19
"	2.2.72	二宮	二宮1-827-72	S.55.7.29 市告84	約 0.10	S.56.4.1
"	2.2.73	前原東	前原東6-75-5ほか	S.55.7.29 市告84	約 0.15	S.53.11.30
"	2.2.74	金杉台	金杉台1-1104-2ほか	S.56.3.23 市告26	約 0.32	S.58.4.1
"	2.2.75	大穴第3号	三咲8-194-45	S.56.3.23 市告26	約 0.13	S.55.5.12
"	2.2.76	飯山満南	飯山満町2-533-12	S.56.3.23 市告26	約 0.18	S.54.11.22
"	2.2.77	田喜野井東	田喜野井2-200-156ほか	S.56.3.23 市告26	約 0.13	S.55.8.27
"	2.2.78	西船西	西船6-30-2ほか	S.57.3.15 市告23	約 0.15	S.57.4.1
"	2.2.79	藤原南	藤原3-296-18	S.57.3.15 市告23	約 0.14	S.56.8.13
"	2.2.80	松が丘	松が丘2-756-1ほか	S.57.3.15 市告23	約 0.30	S.59.4.1
"	2.2.81	習志野台8丁目西	習志野台8-1987-8	S.57.3.15 市告23	約 0.16	S.56.6.8
"	2.2.82	習志野台8丁目東	習志野台8-1983-24	S.57.3.15 市告23	約 0.13	S.56.8.13
"	2.2.83	海神南浜	海神町南1-1569-12ほか	S.58.3.3 市告29	約 0.15	S.56.12.7
"	2.2.84	中野木川	中野木2-193-1	S.58.3.3 市告29	約 0.15	S.57.8.24
"	2.2.85	みなと中央	湊町1-2470-54ほか	S.58.3.3 市告29	約 0.18	S.60.4.1
"	2.2.86	印内1丁目	印内1-334-1	S.59.7.18 市告93	約 0.20	S.58.2.8
"	2.2.87	小室南	小室町903	S.59.7.18 市告93	約 0.27	S.55.3.26
"	2.2.88	小室北	小室町2850	S.59.7.18 市告93	約 0.84	S.55.3.26
"	2.2.89	東船橋第1号	東船橋3-1468-7	S.59.7.18 市告93	約 0.14	S.58.12.23
"	2.2.90	東船橋第2号	東船橋3-1468-8	S.59.7.18 市告93	約 0.19	S.58.12.23

種 別	名 称		所 在 地	都市計画変更(当初決定)年月日 ※()の記載がないものは当初決定を示す。		開設年月日 (当初)
	番 号	公 園		告示年月日	面 積 (ha)	
街区公園	2.2.91	花輪	宮本9-260-19	H. 4. 5. 8 市告66 (S.59. 7.18 市告93)	約 0.13	S.57. 7.20
"	2.2.92	高野台	高野台4-683-2ほか	R. 7.12.19 市告913 (S.59. 7.18 市告93)	約 0.50	H. 6. 4. 1 (S.61. 3.27)
"	2.2.93	丸山若草	丸山3-161-57ほか	S.60.10.21 市告136	約 0.10	S.59. 9.25
"	2.2.94	七ツ台	習志野台8-1882-8	S.60.10.21 市告136	約 0.13	S.59. 1.21
"	2.2.95	学園台中央	三山1-530-21	S.60.10.21 市告136	約 0.16	S.59. 3.15
"	2.2.96	あさひ	旭町6-813-12ほか	S.60.10.21 市告136	約 0.22	S.61. 3.27
"	2.2.97	公論坊	北本町2-707	S.60.10.21 市告136	約 0.13	S.41.11.22
"	2.2.98	三咲旭台	大穴北1-55-43ほか	S.60.10.21 市告136	約 0.11	S.47. 8. 4
"	2.2.99	前原北	前原西4-594-1	S.60.10.21 市告136	約 0.19	S.62. 3.31
"	2.2.100	本中山	本中山3-590-8ほか	S.60.10.21 市告136	約 0.11	S.62. 3.28
"	2.2.102	古作町南	古作4-937-2	S.61.11.28 市告149	約 0.14	H. 1. 3.31
"	2.2.103	古作町北	古作4-917	S.61.11.28 市告149	約 0.19	H. 1. 3.31
"	2.2.104	西習志野夕日が丘	西習志野4-764-3	S.61.11.28 市告149	約 0.11	S.63. 4. 1
"	2.2.106	白梅	海神5-585-6	H. 2. 8. 3 市告100	約 0.11	H. 3. 4. 1
"	2.2.107	飯山満町3丁目	飯山満町3-1709-129	H. 2. 8. 3 市告100	約 0.17	S.50. 9. 8
"	2.2.108	西習志野第3号	西習志野1-1751-64	H. 2. 8. 3 市告100	約 0.12	S.51. 6.18
"	2.2.109	二和西	二和西1-10-113ほか	H. 2. 8. 3 市告100	約 0.65	S.57. 1.23
"	2.2.110	馬込沢	藤原7-437-55	H. 2. 8. 3 市告100	約 0.11	S.58. 6.11
"	2.2.111	藤原どんぐり	藤原1-208-5	H. 2. 8. 3 市告100	約 0.20	S.61. 7.24
"	2.2.112	飯山満くすの木	飯山満町3-1582-9ほか	H. 2. 8. 3 市告100	約 0.34	S.61. 1.11
"	2.2.113	飯山満みずき	飯山満町3-1585-14	H. 2. 8. 3 市告100	約 0.13	H.26.11.28 (S.61. 1.16)
"	2.2.114	大穴新谷津	大穴北8-1015-3ほか	H. 4. 5. 8 市告66	約 0.33	R. 1.12.27 (H. 5. 4. 1)
"	2.2.115	藤原こばと	藤原2-374	H. 4. 5. 8 市告66	約 0.22	H. 4. 4. 1
"	2.2.116	二和白百合	二和東5-398-6ほか	H. 5. 3.19 市告41	約 0.22	H. 5. 4. 1
"	2.2.117	滝の作向台	二宮2-93-2	H. 7. 3. 3 市告32	約 0.27	H. 6. 4. 1
"	2.2.118	藤原さくら	藤原6-307-60	H. 9. 9. 5 市告150	約 0.18	H. 8. 4. 1
"	2.2.119	薬円台南	薬円台2-104-3	H. 9. 9. 5 市告150	約 0.10	S.50. 4. 1
"	2.2.120	西習志野高郷	西習志野2-950-1ほか	H.13.12.21 市告295 (H.11. 3.16 市告34)	約 0.16	H.13. 3.30 (H. 9.10.31)
"	2.2.121	札幌	前原西1-529-1ほか	H.11. 3.16 市告34	約 0.16	H.10.10.31
"	2.2.122	前貝塚かるがも	前貝塚町1150	H.13. 2.13 市告21	約 0.16	H.11. 3.31
"	2.2.123	北本町南	北本町2-879-1	H.13. 2.13 市告21	約 0.18	H.11. 3.31
"	2.2.124	豊富町	豊富町625-5	H.13. 2.13 市告21	約 0.22	H.11. 3.31
"	2.2.125	鈴身町つつじ	鈴身町754-12	H.13. 2.13 市告21	約 0.21	H.12. 3.31
"	2.2.126	小室西	小室町3113	H.13. 2.13 市告21	約 0.19	H.12. 3.31
"	2.2.127	習志野5丁目ひまわり	習志野5-2059-24	H.13. 2.13 市告21	約 0.15	H.12. 7.13
"	2.2.128	馬込	馬込西2-685-1ほか	H.13.12.21 市告295	約 0.32	H.13. 5. 1 (H.13. 3.30)
"	2.2.129	咲が丘3丁目	咲が丘3-626-5ほか	H.13.12.21 市告295	約 0.19	H.13. 6. 1
"	2.2.130	海松台	前原東2-127-1ほか	H.13.12.21 市告295	約 0.39	H.15. 3.31
"	2.2.131	浜竹	東船橋7-950-11ほか	H.13.12.21 市告295	約 0.18	H.13. 3.30
"	2.2.132	印内八幡	印内3-2187	H.13.12.21 市告295	約 0.14	H.13. 3.30
"	2.2.133	駿河台2丁目	駿河台2丁目2676-1ほか	H.14. 9.13 市告214	約 0.10	H.16. 3.31
"	2.2.134	田喜野井北	田喜野井6-1049-1ほか	H.15.10. 7 市告331	約 0.27	S.63. 4. 1
"	2.2.135	二子町	二子町560-1ほか	H.16.10.26 市告386	約 0.11	H.18. 8.24
"	2.2.136	山手みどり	山手1-350-13	H.16.10.26 市告386	約 0.22	H.14. 7. 1
"	2.2.137	夏見1丁目あおぞら中央	夏見1-169-1ほか	H.16.10.26 市告386	約 0.17	H.18. 8.24
"	2.2.138	浜町2丁目	浜町2-4-720	H.16.10.26 市告386	約 0.13	H.16. 3.31
"	2.2.139	新高根5丁目	新高根5-3228-3ほか	H.18. 6.20 市告239	約 0.20	H.18. 2. 2

種 別	名 称		所 在 地	都市計画変更(当初決定)年月日 ※()の記載がないものは当初決定を示す。		開設年月日 (当初)
	番 号	公 園		告示年月日	面 積 (ha)	
街区公園	2.2.140	海神蛇沼	海神3-264-27ほか	H.18. 6.20 市告239	約 0.13	H.17. 3.31 (H.10. 3.31)
〃	2.2.141	大穴南	大穴南4-684-51ほか	H.18.12. 8 市告472	約 0.13	S.51.11.22
〃	2.2.142	駿河台1丁目	駿河台1-2511-1ほか	H.18.12. 8 市告472	約 0.17	H.18. 7.21
〃	2.2.143	松が丘4丁目みどり	松が丘4-634-12ほか	H.19. 8. 3 市告307	約 0.14	H.20.10.31
〃	2.2.144	坪井つぼすみれ	坪井東6-1364	H.20. 9.30 市告396	約 0.15	H.19. 3.30
〃	2.2.145	坪井きりかぶ	坪井東5-1344-1	H.20. 9.30 市告396	約 0.10	H.19. 3.30
〃	2.2.146	坪井木のぼり	坪井東5-1327	H.20. 9.30 市告396	約 0.15	H.19. 3.30
〃	2.2.147	坪井木の実	坪井東4-1307	H.20. 9.30 市告396	約 0.10	H.19. 3.30
〃	2.2.148	坪井たんけん	坪井東1-1396	H.20. 9.30 市告396	約 0.21	H.19. 3.30
〃	2.2.149	上山町1丁目	上山町1-236-10	H.20. 9.30 市告396	約 0.13	H.20. 3.31
〃	2.2.150	新高根6丁目	新高根6-924-5の一部	H.23. 7.29 市告361	約 0.16	H.23. 3.31
〃	2.2.151	浜町中央	浜町2-2-58ほか	H.23. 7.29 市告361	約 0.34	H.22. 3.31
〃	2.2.152	前原西6丁目イチョウ	前原西6-387-45	H.23. 7.29 市告361	約 0.10	H.22. 3.31
〃	2.2.153	旭町5丁目	旭町5-501-26ほか	H.24. 9.28 市告464	約 0.17	H.19. 3.30
〃	2.2.154	東船橋5丁目けやき	東船橋5-1204-28	H.24. 9.28 市告464	約 0.12	R. 1.12.27 (H.24. 3.30)
〃	2.2.155	三山2丁目さくら	三山2-485-8	H.24. 9.28 市告464	約 0.13	H.19. 3.30
〃	2.2.156	三山6丁目	三山6-769-4	H.24. 9.28 市告464	約 0.20	H.25. 3.31
〃	2.2.157	薬円台6丁目	薬円台6-701ほか	H.25. 9.20 市告515	約 0.18	H.25. 3.31
〃	2.2.158	藤崎台	前原東2-162-2ほか	H.25. 9.20 市告515	約 0.12	H.23. 3.31
〃	2.2.159	アルビス前原中央	前原西6-387-17ほか	H.25. 9.20 市告515	約 0.43	H.19. 3.30 (H.14. 5. 1)
〃	2.2.160	小栗原東	本中山7-3-1	H.25. 9.20 市告515	約 0.11	S.55. 6.30
〃	2.2.161	北本町森のシティつつじ	北本町1-811-67	H.26. 9.19 市告495	約 0.10	H.25. 8.19
〃	2.2.162	北本町森のシティけやき	北本町1-811-6	H.26. 9.19 市告495	約 0.10	H.25. 8.19
〃	2.2.163	北本町森のシティさくら	北本町1-811-75ほか	H.26. 9.19 市告495	約 0.41	H.25. 8.19
〃	2.2.164	小室はなみずき	小室町5108	H.28. 9. 9 市告487	約 0.25	H.27. 3.31
〃	2.2.165	小室こぶし	小室町5455	H.28. 9. 9 市告487	約 0.15	H.27. 3.31
〃	2.2.166	かいなん	海神町南1-733ほか	R. 6.12.10 市告992	約 0.24	-
近隣公園	3.3.1	御滝	金杉6-1490ほか	S.48. 3. 9 県告190 (S.36.12.28 建告3036)	約 3.10	H.23. 6. 1 (S.35. 6.13)
〃	3.3.2	高根木戸近隣	高根台5-1-1	S.48. 3. 9 県告190	約 2.00	S.38. 1.30
〃	3.3.3	薬円台	薬円台4-212-5ほか	S.48. 3. 9 県告190 (S.43.11. 6 建告3313)	約 3.20	S.44. 4. 1
〃	3.3.4	北習志野近隣	習志野台3-4	S.48. 3. 9 県告190	約 4.30	S.43. 4. 1
〃	3.3.5	小室	小室町3313	S.48. 3. 9 県告190 (S.44. 4.14 建告1434)	約 2.70	S.55. 3.26
〃	3.3.6	田喜野井	田喜野井4-666-1ほか	H. 4. 5. 8 市告66	約 1.80	H. 6. 4. 1 (S.52.11.30)
〃	3.3.7	西船近隣	西船1-215-5ほか	H. 9. 9. 5 市告150	約 1.10	H.16.12.20 (H.13. 5. 1)
〃	3.3.8	夏見台近隣	夏見台2-80-2ほか	H.13. 2.13 市告21	約 1.30	H.14. 7. 6
〃	3.3.9	高才川緑地	車方町227-1ほか	H.13. 2.13 市告21	約 1.90	H.11. 3.31
〃	3.4.10	坪井近隣	坪井町1371ほか	H.16.10.26 市告386	約 5.40	H.28. 6. 7 (H.20. 4.29)
〃	3.3.11	大穴近隣	大穴南4-674-2ほか	H.28. 9. 9 市告487	約 2.60	R. 2.12. 4 (H.29. 3.31)
地区公園	4.4.1	若松	若松3-4-1ほか	S.60.10.22 県告1516	約 4.90	S.58.12. 1 (S.56. 6. 1)
〃	4.4.2	法典	藤原5-307-4ほか	H.12. 3. 3 市告33	約 5.70	H.12.10. 1
総合公園	5.5.1	行田	行田3-15-1ほか	S.48. 3. 9 県告190 (S.46.10. 5 県告800)	約 11.90	S.54.11.30 (S.52.10.10)
〃	5.5.2	船橋市アンデルセン	金堀町525ほか	H.13.10.19 県告927 (H. 5. 3.19 県告275)	約 38.60	H.31. 4.26 (H. 8.10.25)
運動公園	6.5.1	船橋市運動	夏見台6-1ほか	R. 3.12.28 市告1046 (S.36.12.28 建告3036)	約 19.00	R. 3.12.28 (S.40.12. 1)

種 別	名 称		所 在 地	都市計画変更(当初決定)年月日 ※()の記載がないものは当初決定を示す。		開設年月日 (当初)
	番 号	公 園		告示年月日	面 積 (ha)	
都市 緑地	第1号	夏見	夏見台4-933-1ほか	H.13.12.21 市告296 (S.60.10.22 県告1517)	約 3.20	H.13. 3.30 (S.63. 4. 1)
"	第3号	田喜野井	田喜野井1-498-7ほか	H. 4. 5. 8 市告67	約 0.34	H. 6. 4. 1
"	第4号	長津川	夏見台3-594-1ほか	H. 9. 4. 4 市告47 (H. 4. 5. 8 市告67)	約 0.73	H.12. 3.31 (H. 5. 4. 1)
"	第5号	松が丘	松が丘2-776-1ほか	H. 5. 3.19 市告42	約 1.30	S.57. 4. 1
"	第6号	小室	小室町2750ほか	H. 5. 3.19 市告42	約 0.89	S.55. 3.26
"	第7号	海神山	海神3-805-14ほか	H. 5. 3.19 市告42	約 0.40	R. 1. 6.28 (S.62.10. 7)
"	第8号	八木が谷南	八木が谷1-553-90	H. 5. 3.19 市告42	約 0.10	H. 1. 3.25
"	第9号	中野木	中野木2-305-3	H. 7. 3. 3 市告33	約 0.18	H. 7. 4. 1
"	第10号	芝山東	芝山7-166-3ほか	H. 7. 3. 3 市告33	約 0.31	H. 7. 4. 1
"	第11号	金杉	金杉4-1087	H.11. 3.16 市告35	約 1.30	H.13. 3.30
"	第12号	丸山3丁目	丸山3-155-1	H.12. 3. 3 市告34	約 0.20	H.14. 4. 1
"	第13号	丸山の森	丸山1-109-1ほか	H.14. 9.13 市告215 (H.13. 2.13 市告22)	約 2.10	H.15. 3.31 (H.11. 3.31)
"	第14号	豊富1号	豊富町625-7ほか	H.13. 2.13 市告22	約 0.98	H.11. 3.31
"	第15号	海神5丁目	海神1-164-1ほか	H.23. 7.29 市告362 (H.13. 2.13 市告22)	約 0.32	H.23. 8.25 (H.12. 3.31)
"	第16号	とよすず1号	鈴身町750-5	H.13. 2.13 市告22	約 0.52	H.13. 3.30
"	第17号	とよすず2号	豊富町656-11	H.13. 2.13 市告22	約 0.05	H.12. 3.31
"	第18号	旭町	旭町2-82-1ほか	H.13.12.21 市告296	約 0.99	H.13. 3.30 (H. 7. 4. 1)
"	第19号	芝山	芝山5-183-1ほか	H.13.12.21 市告296	約 0.85	H.29. 3.31 (S.63. 4. 1)
"	第20号	飯山満町城之下	飯山満町3-1661-8	H.13.12.21 市告296	約 0.13	H.13. 3.30
"	第21号	旭町1丁目	旭町1-666-1ほか	H.24. 9.28 市告465 (H.13.12.21 市告296)	約 0.58	H.24. 9.28 (H.13. 3.30)
"	第22号	行田3丁目	行田3-72ほか	H.15.10. 7 市告332	約 0.45	H.17. 3.31
"	第23号	大穴北4丁目	大穴北4-281-1ほか	H.15.10. 7 市告332	約 0.31	H.16. 3.31
"	第24号	丸山2号	丸山3-170-2ほか	H.16.10.26 市告387	約 0.36	H.14. 7. 1 (H. 8. 4. 1)
"	第25号	上山町3丁目	上山町3-506-1	H.18. 6.20 市告240	約 0.15	H. 8. 4. 1
"	第26号	宮本台	東船橋3-2470-1	H.18. 6.20 市告240	約 0.32	H. 8. 4. 1
"	第27号	前原東5丁目	前原東5-63-5ほか	H.18. 6.20 市告240	約 0.07	H. 9. 3.31
"	第28号	芝山5丁目	芝山5-197-4ほか	H.18. 6.20 市告240	約 0.18	H.13. 3.30
"	第29号	北本町2丁目	北本町2-643-1	H.18. 6.20 市告240	約 0.10	H.14. 7. 1
"	第30号	芝山4丁目	芝山4-219-1ほか	H.18. 6.20 市告240	約 0.12	H.15. 3.31
"	第31号	八木が谷の森	みやぎ台2-465	H.18. 6.20 市告240	約 0.53	H.18. 8.24
"	第32号	中野木1丁目	中野木1-118-2	H.18. 6.20 市告240	約 0.39	R. 7. 3.31 (H.20. 6.18)
"	第33号	大穴北3丁目	大穴北3-243-93	H.19. 8. 3 市告308	約 0.57	H.20. 6.18
"	第34号	坪井町1号	坪井東3-1310	H.20. 9.30 市告397	約 1.20	H.20. 3.31
"	第35号	坪井町2号	坪井東4-1308	H.20. 9.30 市告397	約 0.10	H.19. 3.30
"	第36号	坪井町3号	坪井東1-1395	H.20. 9.30 市告397	約 0.22	H.19. 3.30
"	第37号	坪井町4号	坪井東1-1399	H.20. 9.30 市告397	約 0.21	H.19. 3.30
"	第38号	夏見3丁目	夏見3-995-1ほか	H.23. 7.29 市告362	約 0.21	H.23. 3.31
"	第39号	小室1号	小室町3408ほか	H.24. 9.28 市告465	約 0.70	H.20.10.23
"	第40号	小室2号	小室町3402	H.24. 9.28 市告465	約 0.26	H.20.10.23
"	第41号	小室3号	小室町3413ほか	H.24. 9.28 市告465	約 0.77	H.20.10.23
"	第42号	西船4丁目	西船4-477-1ほか	H.28. 9. 9 市告488 (H.24. 9.28 市告465)	約 0.36	H.27. 3.31 (H.22.12.15)
"	第43号	三咲8丁目	三咲8-106-45	H.25. 9.20 市告516	約 0.10	H.20. 3.31
"	第44号	高根台2丁目	高根台2-3-15	H.25. 9.20 市告516	約 0.13	H.25. 3.31
"	第45号	馬込町2号	馬込町1173-2ほか	H.25. 9.20 市告516	約 0.15	H.20. 3.31

種 別	名 称		所 在 地	都市計画変更(当初決定)年月日 ※()の記載がないものは当初決定を示す。		開設年月日 (当初)
	番 号	公 園		告示年月日	面 積 (ha)	
都市 緑地	第46号	馬込町3号	馬込町1173-43	H.25. 9.20 市告516	約 0.26	H.20. 3.31
〃	第47号	中野木2丁目	中野木2-272	H.26. 9.19 市告496	約 0.12	H.24. 3.30
〃	第48号	咲が丘1丁目	咲が丘1-397-7ほか	H.28. 9. 9 市告488	約 0.27	H.27. 3.31
〃	第49号	東船橋花輪	東船橋795-2ほか	H.28. 9. 9 市告488	約 0.49	H.27. 3.31
〃	第50号	藤原市民の森	藤原7-415-1ほか	R. 3.12.28 市告1047	約 2.30	R. 1. 7.31

➤ 公園の種別

種 別	設 置 目 的	規 模 (標準 ha)
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4
総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	10以上
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園	15以上
広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	50以上
特殊公園	ア 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園	—
	イ 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園	—

出典：都市計画運用指針

➤ 公園番号の意味

番号は『区分・規模・一連番号』のルールで付番されています。

(例)船橋市アンデルセン公園 5・5・2は『総合公園・面積 10ha 以上 50ha 未満・一連番号』に対応します。

区 分			規 模				一連番号	
番号	種 別		番号	面積の範囲				
2	街区公園		2			1ha	未満	公園の区分毎の通し番号
3	近隣公園		3	1ha	以上	4ha		
4	地区公園		4	4ha		10ha		
5	総合公園		5	10ha		50ha		
6	運動公園		6	50ha		300ha		
7	特殊公園	上表アに示す公園	7	300ha				
8	特殊公園	上表イに示す公園						
9	広域公園							

出典：都市計画運用指針



船橋市アンデルセン公園(総合公園)



船橋市運動公園(運動公園)



坪井近隣公園(近隣公園)

■ 下水道

下水道は、都市における衛生的な生活環境をつくり、河海や湖沼などの公共水域の水質を保全するとともに、大雨による被害から人々の生活を守るなど重要な役割を担うものです。

船橋市では、河川の水系や地理的条件によって単独公共下水道 3 処理区(西浦処理区・高瀬処理区・津田沼処理区)、流域関連公共下水道 2 処理区(印旛処理区・江戸川左岸処理区)の計 5 処理区に分けて計画しており、普及率の向上を目指して順次整備を進めています。

名 称	処理区名	都市計画変更(当初決定)年月日 ※()の記載がないものは当初決定を示す。	排水区域 (ha)
第 1 号公共下水道	西浦処理区	H.26. 3.18 市告 136 (S.37.10.26 建告 2702)	約 1,243
第 6 号公共下水道	印旛処理区	S.52. 3.22 県告 198	約 112
第 7 号公共下水道	印旛処理区	R. 5. 2.17 市告 108 (S.57. 7.23 市告 72)	約 1,342
第 8 号公共下水道	江戸川左岸処理区	H.18.12. 8 市告 469 (H. 2. 7. 9 市告 85)	約 340
第 9 号公共下水道	高瀬処理区	R. 4. 3. 4 市告 159 (H. 3.11.18 市告 151)	約 2,349
第 10 号公共下水道	津田沼処理区	H.18.12. 8 市告 471 (H. 5. 2.25 市告 31)	約 382

■ 汚物処理場

名 称	位 置	面 積 (ha)	処理能力 (kl/日)	都市計画変更（当初決定）年月日
船橋市西浦処理場	西浦町17番地	約 1.1	180	S.45.11.28 市告示第64号 (S.42.12. 5 建告示第4027号)

※上記は都市計画決定情報であり、現在の位置(地番)は西浦 1-17-3 となっています。

■ ごみ焼却場

名 称	位 置	面 積	備 考	都市計画変更（当初決定）年月日
船橋市北部清掃工場	大神保町及び 小野田町	約 47,900 m ²	381t/日	H.25.12.17 市告示第 646 号 (S.52.10.20 市告示第 56 号)
船橋市南部清掃工場	潮見町	約 33,000 m ²	375t/日	H.23. 3. 8 市告示第 91 号 (S.61. 1.21 市告示第 4 号)

※上記は都市計画決定情報であり、南部清掃工場の処理量は、令和 2 年 4 月 1 日から 339t/日となっています。



北部清掃工場



南部清掃工場

■ ごみ処理場

名 称	位 置	面 積	備 考	都市計画決定年月日
船橋市西浦資源 リサイクルセンター	西浦 1 丁目	約 8,400 m ²	63 t / 日	H.23. 3. 8 市告示第 92 号

※都市計画決定された名称であり、現在の事業上の名称は『船橋市西浦資源リサイクル施設』です。

■ 市場

名 称	位 置	面 積 (ha)	都市計画決定年月日
船橋市中央卸売市場	船橋市宮本 1 丁目及び 夏見町 1 丁目地内	約 12.3	S.42.12. 5 建告示第 4029 号

※都市計画決定された名称であり、現在の事業上の名称は『船橋市地方卸売市場』です。



船橋市中央卸売市場

■ 火葬場

名 称	位 置	面積 (ha)	都市計画決定年月日
四市複合事務組合斎場	船橋市馬込町	約 1.6	S.53. 7. 4 市告示第 40 号

※都市計画決定された名称であり、現在の事業上の名称は『馬込斎場』です。

IV 市街地開発事業

1 市街地開発事業

市街地開発事業は、市街化区域内において土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業などの手法により、宅地または建築物の整備とあわせて公共施設などを整備し、土地利用を面的に更新させようとするもので、地域の特性に応じたまちづくりの計画を都市計画法などにより定めています。都市施設と比較すると、都市施設の整備が点と線であるのに対し、市街地開発事業は面的な整備をするものです。

■ 土地区画整理事業

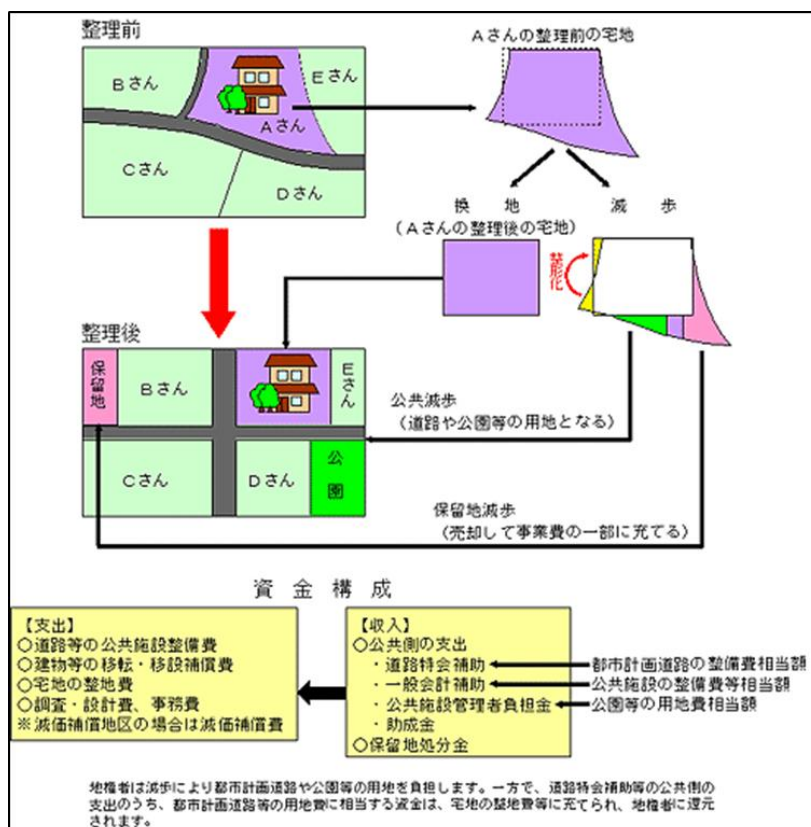
土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設等を図る事業です。

地区名	事業主体	施行年度	都市計画変更 (当初決定) 年月日 ※ () の記載がないものは当初決定を示す。	事業認可 公告日	施行面積 (ha)	減歩率		事業費 (千円)
						公共 (%)	合算 (%)	
北習志野	日本住宅 公団	S.39～S.42	S.38. 3.30 建告982	S.39.12. 1	約 147.9	17.2	34.7	2,034,386
宮本台	市	S.42～H. 6	S.41.10.19 建告3478	S.42. 7. 6	約 56.6	22.7	24.0	1,411,471
津田沼駅 北口	県	S.45～H. 1	S.45. 6.20 市告39	S.45.12. 1	約 4.0	21.7	21.7	7,427,151
飯山満	市	H. 3～R.15 (予定)	H.27.12.18 市告628 (H. 2.12. 7 県告958)	H.27. 9.10	約 18.5	30.7	34.0	11,600,000
坪井特定	(独)都市再生機構	H. 8～H.22	H. 7.10. 3 県告818	H. 9. 2. 3	約 65.4	31.4	40.0	14,807,295
海老川上流	組合	R. 3～R.14 (予定)	R. 4. 3. 4 市告158	R. 4. 3. 4	約 42.3	18.5	43.4	21,273,000

※「津田沼駅北口地区」について、面積は船橋市域分となります。(全施行面積は 12.0ha)

➤ 土地区画整理事業の概要

出典:国土交通省HP



■ 新住宅市街地開発事業

新住宅市街地開発事業は、市街地の周辺地域において居住環境の良好な住宅地を計画的に供給する、大規模で総合的なまちづくり事業です。

この事業はいわゆるニュータウンを作るための事業で、事業地内の土地・建物を売却したり、賃借したりする場合には、その相手方と価格に一定の制限があり、工事完了公告の翌日から起算して 10 年間は、当事者の双方があらかじめ知事の承認を得ることが必要となります。

千葉県では、千葉県および独立行政法人都市再生機構が施行した千葉ニュータウン事業が該当し、船橋市、印西市（旧印旛村、旧本埜村を含む）、白井市の 3 市にまたがり事業を実施しました。このひとつの住区として船橋市が都市計画決定した小室地区は、平成 18 年 3 月 14 日をもって完了しております。

地 区 名	事業主体	施行年度	都市計画変更 （当初決定）年月日	事業認可 公告日	施行 面積 （ha）	公共用地率（％）		備 考
						施行前	施行後	
千葉北部地区 （小室地区）	千葉県 都市再生機構	S.44～H.17	S.61.12.23 県告1188 (S.44. 5.13 建告1939)	S.44. 5.13	約 90	10	43	千葉北部地区 新住事業区域 の 1 住区

※千葉北部地区新住宅市街地開発事業は、当初昭和 42 年 12 月 27 日建設省告示第 4468 号により都市計画決定されたもので、昭和 44 年 5 月 13 日の都市計画変更により本市の小室地区が追加されたものです。上記のうち、施行面積及び公共用地率については小室地区の数値を記載しています。



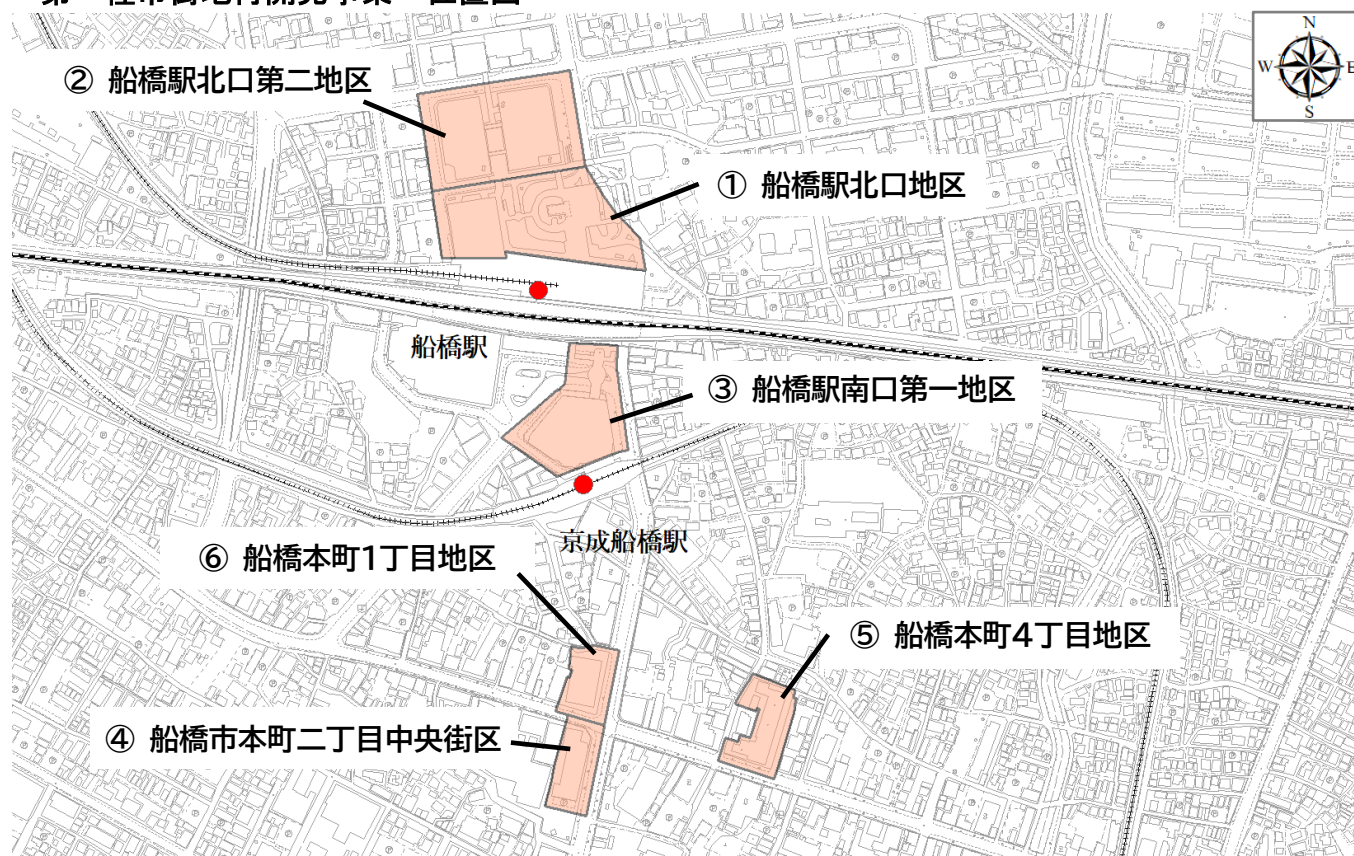
新住宅市街地開発事業（小室地区）

■ 第一種市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層で老朽化した建物が密集し、公共施設が不足しているなど活力が失われた市街地において、敷地の共同利用、建築物の不燃化、高層化を図り、道路、駅前広場などのオープンスペースを確保し、快適で安全なまちに作りかえる事業です。

位置図 番号	地区名	事業主体	都市計画決定年月日	事業費 (億円)	地区面積 (ha)	敷地面積 (㎡)	公共施設(道路等)			建築物		主要用途	施行年度
			事業認可公告日				名 称	幅 員 (m)	延 長 (m)	建築面積 延べ面積	建ぺい率 容積率		
①	船橋駅北口地区	市	S.47.8.4 県告 562	約 105	約 1.4	3,354	北口開発1号線	8	117	2,888㎡	86%	百貨店	S.48~S.52
			S.49.3.15				北口交通広場		9,849㎡	25,537㎡	671%		
②	船橋駅北口 第二地区	組合	S.53.3.31 県告 322	約 118	約 1.4	10,457	3.4.12号	14	100	7,252㎡	69%	店舗	S.53~S.56
			S.53.8.8				3.4.13号	9	130				
③	船橋駅南口 第一地区	市	S.63.3.18 県告 214	約 417	約 0.9	4,671	北口開発2号線	8	90	54,810㎡	475%	店舗、事務所、 公益施設、 駐車施設	H.1~H.15
							3.4.10号	10	約 14	約 4,190㎡	約 90%		
							7.6.6号	6~8	約 110				
			H.2.3.27				南口交通広場		約 3,640㎡	約 46,490㎡	約 898%		
④	船橋市本町二丁目 中央街区	組合	H.1.11.10 県告1316	約 83	約 0.35	2,239	南口立体橋断施設	約 3.5 ~8	約 88			店舗、事務所、 公益施設	H.1~H.5
			H.2.3.2				3.4.10号	10	88	1,566㎡	69%		
⑤	船橋本町 4丁目地区	組合	H.9.1.17 市告 4	約 74	約 0.4	3,347	3.4.18号	8	28	18,951㎡	697%	店舗、住宅、 公益施設	H.9~H.12
			H.9.6.6				3.4.18号	8	約 56	約 2,313㎡	69%		
⑥	船橋本町 1丁目地区	組合	H.16.2.27 市告 62	約 56	約 0.3	2,037	市道0671号線	3.25	約 60	約 23,219㎡	525%	店舗・住宅	H.16~H.20
			H.17.1.4				市道1422号線	3	約 35	1,172㎡	57%		
							3.4.10号	10	約 45	18,859㎡	722%		
							3.4.18号	8	約 28				

➤ 第一種市街地再開発事業 位置図



➤ 市街地再開発事業の種類

市街地再開発事業は、「第一種市街地再開発事業」と「第二種市街地再開発事業」に分けられます。

前者は権利変換方式と呼び、権利者が元々の土地や建物の評価額に応じて再開発ビルの床の一部を取得します。再開発による建築物の高層化により床面積が増加するため、これらの一部を売却し事業の費用に充てます。なお、権利変換を希望しない場合は補償金を受け取ることができます。事業主体は、個人施行者や組合、地方公共団体、都市再生機構などです。

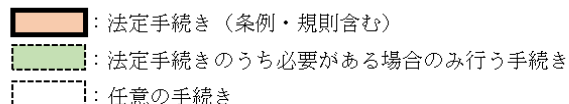
一方で後者は用地買収方式と呼び、事業区域の土地や建物を一度すべて買い取ります。増加した床を売却し事業の費用に充てるのは第一種市街地再開発事業と一緒に。事業後、希望すれば権利者は元々の土地や建物の評価額に応じた再開発ビルの床を取得します。事業主体は、個人や組合ではなく、地方公共団体、都市再生機構などになります。

資料編

都市計画で定める事項等及び決定権者

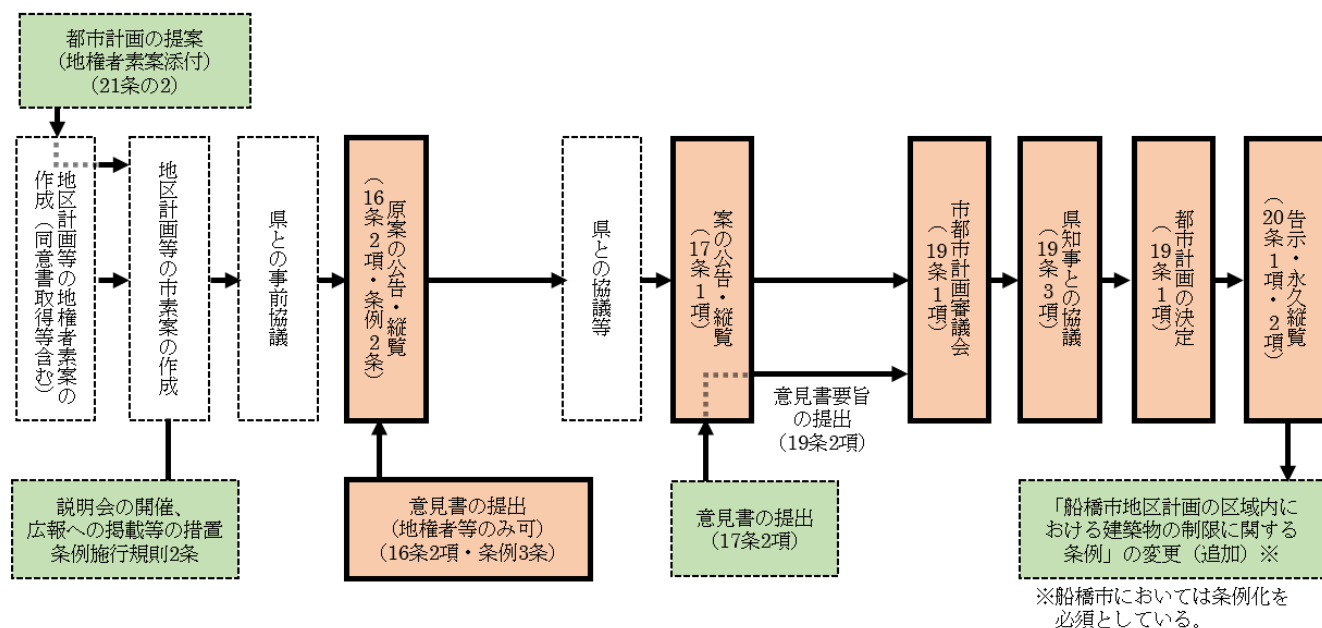
種 類		決定権者		都市計画に定める事項等
		千葉県	船橋市	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		○		都市計画の目標、区域区分の決定の有無及びその方針など
区域区分		○		市街化区域と市街化調整区域との区分
都市再開発方針等		○		都市再開発方針等
地域地区				種類、位置、区域、面積(以上各地域地区に共通)
	用途地域		○	
	①第一種低層住居専用地域			容積率、建蔽率、外壁の後退距離、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度
	②第二種低層住居専用地域			容積率、建蔽率、外壁の後退距離、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度
	③第一種中高層住居専用地域			容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度
	④第二種中高層住居専用地域			容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度
	⑤第一種住居地域			容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度
	⑥第二種住居地域			容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度
	⑦準住居地域			容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度
	⑧田園住居地域			容積率、建蔽率、外壁の後退距離、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度
	⑨近隣商業地域			容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度
	⑩商業地域			容積率、特例容積率適用区域(必要がある場合)、建築物の敷地面積の最低限度
	⑪準工業地域			容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度
	⑫工業地域			容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度
	⑬工業専用地域			容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度
	高度地区		○	建築物の高さの最高限度又は最低限度
	高度利用地区		○	容積率の最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の最低限度、建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限など
	特定街区		○	名称、容積率、建築物の高さの限度、壁面の位置の制限
	防火地域・準防火地域		○	
	風致地区(面積10ha以上かつ2以上の市町村にわたるもの)	○		名称
	風致地区(その他)		○	名称
	駐車場整備地区		○	
	臨港地区(特定重要港湾)	○		名称
	生産緑地地区		○	
促進区域				種類、名称、位置、区域、面積(以上各促進地区に共通)
	市街地再開発促進区域		○	公共施設の配置及び規模、単位整備区
	土地区画整理促進区域		○	住宅市街地としての開発の方針
都市施設				種類、名称、位置、区域(以上各都市施設に共通)
	道路(一般国道)	○		種別、車線の数、構造
	道路(県道)	○		種別、車線の数、構造
	道路(その他の道路)		○	種別、車線の数、構造
	道路(自動車専用道路)	○		種別、車線の数、構造
	都市高速鉄道	○		構造
	駐車場		○	面積、構造
	公園(面積10ha以上、国または都道府県が設置するもの)	○		種別、面積
	公園(その他)		○	種別、面積
	緑地(面積10ha以上、国または都道府県が設置するもの)	○		面積
	緑地(その他)		○	面積
	下水道(排水区域が2以上の市町村の区域にわたる公共下水道、流域下水道)	○		排水区域
	下水道(その他)		○	排水区域
	汚物処理場		○	面積
	ごみ焼却場		○	面積
	市場		○	面積
	火葬場		○	面積
市街地開発事業				種類、名称、施行区域、施行区域の面積(以上市街地開発事業に共通)
	土地区画整理事業(面積50ha超、国・県等が施行するもの)	○		公共施設の配置、宅地の整備に関する事項
	土地区画整理事業(面積50ha以下)		○	公共施設の配置、宅地の整備に関する事項
	新住宅市街地開発事業	○		住区、公共施設の配置及び規模、宅地の利用計画
	市街地再開発事業(面積3ha超、国・県等が施行するもの)	○		公共施設の配置及び規模、建築物及び建築敷地の整備に関する計画
	市街地再開発事業(面積3ha以下)		○	公共施設の配置及び規模、建築物及び建築敷地の整備に関する計画
地区計画等			○	種類、名称、位置、区域、面積など

① 千葉県が定める都市計画決定の流れ



 : 法定手続き（条例・規則含む）
 : 法定手続きのうち必要がある場合のみ行う手続き
 : 任意の手続き

③ 地区計画決定の流れ

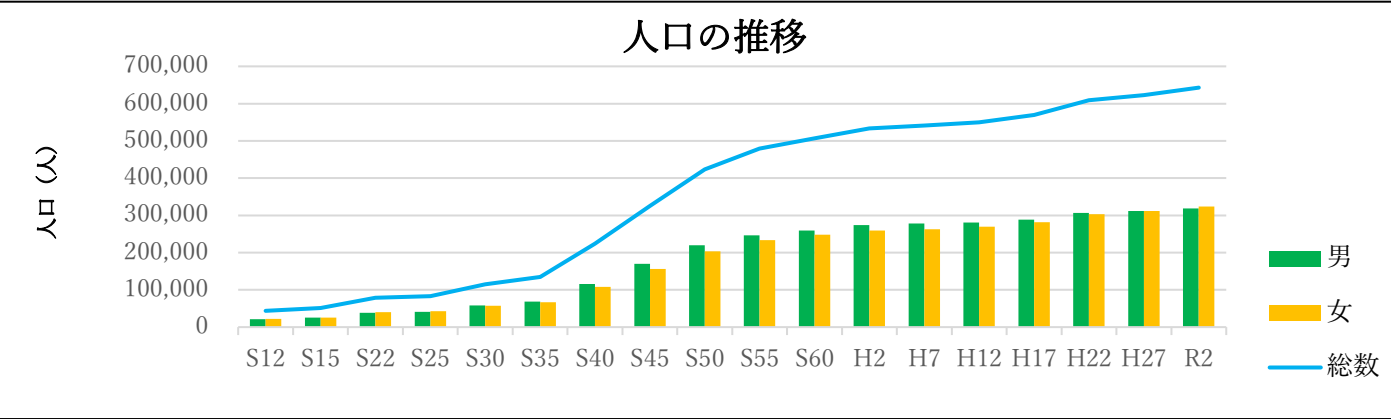


- ・船橋市地区計画等の案の作成手続に関する条例：「条例」
- ・船橋市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則：「条例施行規則」
- ・千葉県都市計画公聴会規則：「県公聴会規則」
- ・船橋市都市計画公聴会規則：「市公聴会規則」

- ：法定手続（条例・規則含む）
- ：法定手続のうち必要がある場合のみ行う手続
- ：任意の手続

■ 人口等

年		人 口 (人)			人口伸び率 (前回比) (%)	世帯数 (世帯)	一世帯 平均人数 (人/世帯)	総面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	備 考
		総 数	男	女						
昭和12年	(1937)	43,669	21,445	22,224	—	8,611	5.07	40.29	1,084	市制施行
昭和15年	(1940)	50,907	25,224	25,683	16.6	9,920	5.13	40.29	1,264	第5回国勢調査
昭和22年	(1947)	78,996	38,715	40,281	55.2	17,042	4.64	40.29	1,961	第6回国勢調査(臨時)
昭和25年	(1950)	83,348	40,819	42,529	5.5	17,555	4.75	38.60	2,159	第7回国勢調査
昭和30年	(1955)	114,921	57,952	56,969	37.9	23,409	4.91	78.70	1,460	第8回国勢調査
昭和35年	(1960)	135,038	68,183	66,855	17.5	31,119	4.34	78.84	1,713	第9回国勢調査
昭和40年	(1965)	223,989	115,919	108,070	65.9	58,502	3.83	81.66	2,743	第10回国勢調査
昭和45年	(1970)	325,426	169,441	155,985	45.3	91,622	3.55	81.78	3,979	第11回国勢調査
昭和50年	(1975)	423,101	219,501	203,600	30.0	124,327	3.40	84.37	5,015	第12回国勢調査
昭和55年	(1980)	479,439	245,945	233,494	13.3	155,372	3.09	84.94	5,644	第13回国勢調査
昭和60年	(1985)	506,966	259,097	247,869	5.7	166,803	3.04	85.10	5,957	第14回国勢調査
平成 2年	(1990)	533,270	273,780	259,490	5.2	187,841	2.84	85.63	6,228	第15回国勢調査
平成 7年	(1995)	540,817	277,779	263,038	1.4	203,510	2.66	85.63	6,316	第16回国勢調査
平成12年	(2000)	550,074	280,623	269,451	1.7	216,155	2.54	85.64	6,423	第17回国勢調査
平成17年	(2005)	569,835	288,667	281,168	3.6	233,289	2.44	85.64	6,654	第18回国勢調査
平成22年	(2010)	609,040	306,399	302,641	6.9	261,415	2.33	85.64	7,112	第19回国勢調査
平成27年	(2015)	622,890	311,358	311,532	2.3	272,432	2.29	85.62	7,275	第20回国勢調査
令和 2年	(2020)	642,907	318,860	324,047	3.2	289,916	2.22	85.62	7,509	第21回国勢調査



■ 人口集中地区（D I D）

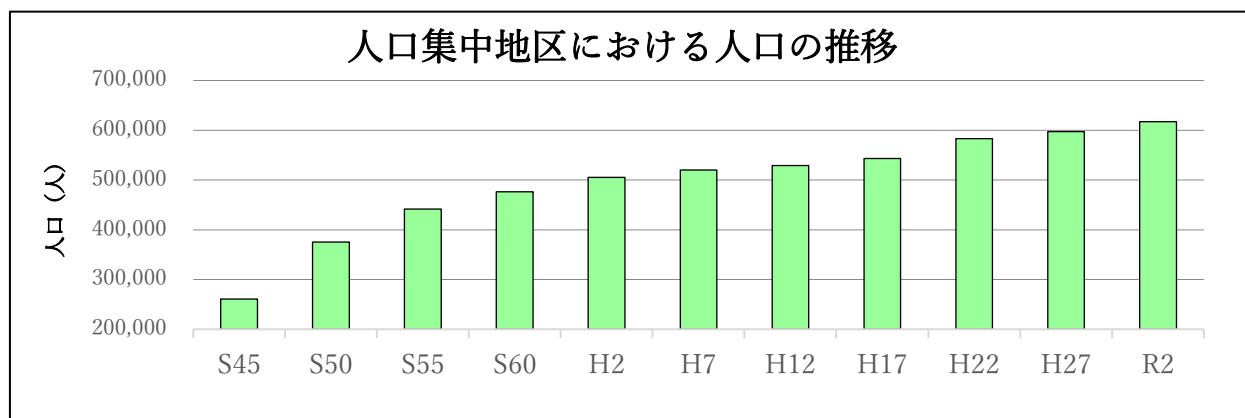
国勢調査の結果は、主として都道府県及び市区町村という行政地域を単位として集計・利用されていますが、都市的地域(市街地)の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から人口集中地区が設定されています。

人口集中地区(DID)の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区(以下「基本単位区等」という。)を基礎単位として、原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域とされています。

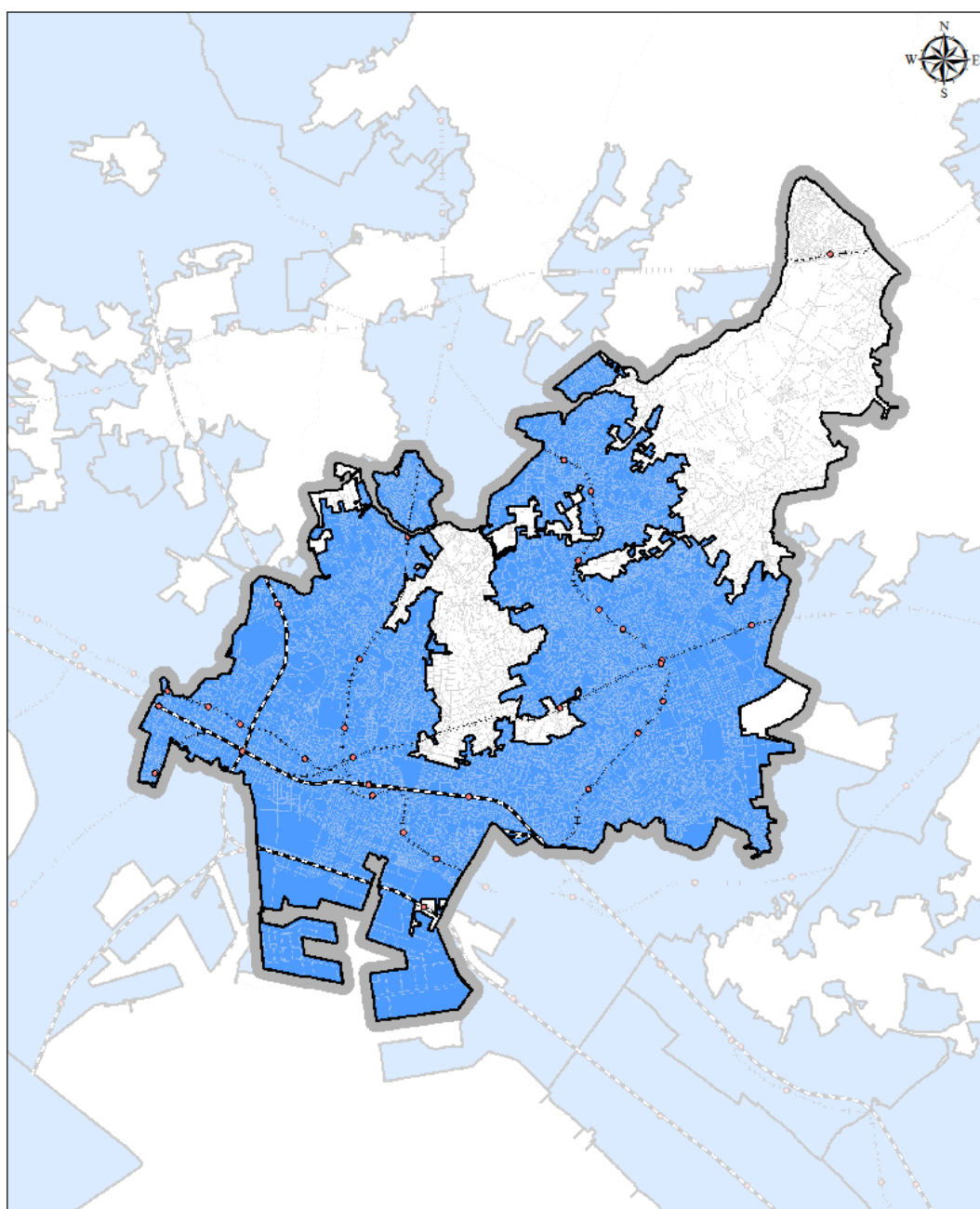
これによって、都市的地域の人口の実態を明らかにする統計資料が提供され、地方交付税算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画、市街地再開発計画、産業立地計画、交通計画、環境衛生対策、防犯・防災対策、その他各種行政施策、学術研究及び民間の市場調査などに広く利用されています。

(出典：総務省統計局ホームページ)

年	面 積			人 口			人口密度	
	行政区域 (km ²)	人口集中地区 (km ²)	比率 (%)	行政区域 (人)	人口集中地区 (人)	比率 (%)	行政区域 (人/km ²)	人口集中地区 (人/km ²)
昭和45年	81.78	30.6	37.4	325,426	260,488	80.0	3,979	8,513
昭和50年	84.37	41.8	49.5	423,101	375,500	88.7	5,015	8,983
昭和55年	84.94	46.2	54.4	479,439	441,340	92.1	5,644	9,553
昭和60年	85.10	53.7	63.1	506,966	476,368	94.0	5,957	8,871
平成 2年	85.63	56.7	66.2	533,270	505,133	94.7	6,228	8,909
平成 7年	85.63	56.5	66.0	540,817	519,783	96.1	6,316	9,200
平成12年	85.64	57.31	66.9	550,074	529,066	96.2	6,423	9,232
平成17年	85.64	57.02	66.6	569,835	543,424	95.4	6,654	9,530
平成22年	85.64	58.99	68.9	609,040	583,009	95.7	7,112	9,883
平成27年	85.62	58.62	68.5	622,890	597,300	95.9	7,275	10,189
令和 2年	85.62	59.71	69.7	642,907	617,424	96.0	7,509	10,340



人口集中地区(DID)



令和2年度国勢調査DID

船橋市のおもな都市計画の変遷

年	都市計画の内容	決定及び変更の内容
1934 (S. 9)	旧都市計画法による施行都市指定	船橋町
1936 (S.11)	都市計画区域の決定	船橋町・葛飾町・塚田村・法典村・八栄村・津田沼町・二宮町
1937 (S.12)	市制施行	市域: 40.29km ² 、人口: 43,669人
1938 (S.13)	都市計画道路の決定	
	用途地域の決定	住居地域、商業地域、工業地域
	風致地区の決定	葛飾風致地区、中山競馬場風致地区、法典風致地区、滝不動風致地区
1943 (S.18)	都市計画公園の決定	
1951 (S.26)	都市計画区域の変更	船橋市の全区域に指定
	都市計画公園の決定	夏見台中央公園、夏見台東公園、夏見台南公園、夏見台北公園
	用途地域の変更	住居専用地区、準工業地域を新たに指定
	準防火地域の決定	48.5ha
1957 (S.32)	防火地域の決定	0.72ha
1962 (S.37)	都市計画下水道の決定	
1963 (S.38)	土地区画整理事業の決定	北習志野土地区画整理事業の決定
1966 (S.41)	都市計画ごみ焼却場の決定	東町 60t/日 1ha
	土地区画整理事業の決定	都市計画宮本台土地区画整理事業の決定
1967 (S.42)	都市計画汚物処理場	380kl/日 3ha
	都市計画卸売市場の決定	790t/日 12.3ha
1968 (S.43)	新都市計画法公布	昭和43年6月15日 公布
	都市計画鉄道の決定	総武本線の延長、都市高速鉄道第1号線の連続立体化事業
1969 (S.44)	新住宅市街地開発事業の決定	小室町
1970 (S.45)	土地区画整理事業の決定	津田沼駅北口土地区画整理事業
	区域区分の決定	昭和45年7月31日 決定
1972 (S.47)	市街地再開発事業の決定	船橋駅北口地区
1973 (S.48)	新都市計画法による用途地域の決定	第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の8区分へ変更(昭和48年2月27日)
	高度地区の決定	第一種高度地区: 1508ha、第二種高度地区: 778ha
1975 (S.50)	都市計画都市高速鉄道の決定	都市高速鉄道 第2号線(北総線)、第3号線(千葉県営鉄道北千葉線)、第4号線(東武野田線)
	特定街区の決定	本町1丁目及び7丁目の各一部の区域0.8ha
1978 (S.53)	市街地再開発事業の決定	船橋駅北口第二地区
	市街地再開発促進区域の決定	船橋駅北口第二地区市街地再開発促進区域
	都市計画火葬場の決定	四市複合事務組合斎場
1983 (S.58)	都市計画都市高速鉄道の決定	都市高速鉄道 第5号線(東葉高速鉄道)、第7号線(京成本線の連続立体化事業)
1985 (S.60)	都市計画駐車場の決定	二和向台駅第一自転車駐車場
1986 (S.61)	生産緑地地区の決定	小室町の一部
1988 (S.64)	市街地再開発事業の決定	船橋駅南口第一地区
1989 (H. 1)	市街地再開発事業の決定	本町二丁目中央街区
1990 (H. 2)	土地区画整理事業の決定	飯山満地区
1992 (H. 4)	駐車場整備地区の決定	JR船橋駅周辺駐車場整備地区、JR西船橋駅周辺駐車場整備地区
1995 (H. 7)	土地区画整理事業の決定	坪井特定土地区画整理事業
	土地区画整理促進区域の決定	坪井土地区画整理促進区域
	地区計画の決定	やよい町地区、やよい町第2地区
1996 (H. 8)	都市計画法改正による用途地域の決定	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の11区分へ変更(平成8年4月1日決定)
1997 (H. 9)	市街地再開発事業の決定	本町4丁目地区
2001 (H.13)	船橋市都市計画マスタープランの決定	第1期
2004 (H.16)	市街地再開発事業の決定	本町1丁目地区
	船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定	
2007 (H.19)	船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	
	船橋都市計画都市再開発の方針の変更	1号市街地 6地区、誘導地区 5地区、2号再開発促進地区 4地区
2008 (H.20)	臨港地区の決定	潮見町、高瀬町、若松3丁目、浜町2丁目、3丁目の各一部(約86ha)
2009 (H.21)	高度地区の変更	最高高さの設定 平成21年2月10日変更
2012 (H.24)	船橋市都市計画マスタープランの改訂	第1期
2016 (H.28)	船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	
	船橋都市計画都市再開発の方針の変更	
2021 (R. 3)	都市計画道路の決定及び変更	1・3・2号線(北千葉道路)の決定、3・1・1号線(千葉ニュータウン中央線)の変更
2022 (R. 4)	区域区分の変更	市街化調整区域42.3haの市街化区域への編入
	土地区画整理事業の決定	海老川上流地区
	船橋市都市計画マスタープランの決定	第2期

■ 用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおり制限が行われます。 注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。また内容の確認は建築指導課にて行っております。		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考	
用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 × 建てられない用途 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり																
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		▲	▲	▲	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	×	▲ 非住宅部分の用途制限あり	
店舗・飲食店等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ、2階以下	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	④	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損害保険代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ、2階以下	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	×	○	○	○	○	④	③ 2階以下	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	④	④ 物品販売店舗、飲食店を除く	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	④	⑤ 農産物直売所、農家レストラン等のみ、2階以下	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×		
事務所	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館		×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	×	▲ 3,000㎡以下	
遊戯・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	×	▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○		
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	×	▲ 10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	▲	×	○	○	○	×	×	▲ 客室200㎡未満	
	キャバレー、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	▲ 個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×		
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	巡査派出所、公益施設	▲	▲	▲	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 用途、規模の制限あり	
	税務署、警察署、保健所、消防署等	×	×	▲	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	▲ 4階以下	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×		
	公衆浴場、診療所、保育所、認定こども園(幼保連携型)等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下	
工場・倉庫等	自動車教習所	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	単独車庫(附属車庫を除く)	×	×	▲	▲	▲	▲	○	×	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下	
	建築物付属自動車車庫 (①②③については、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限)	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	※一団地の敷地内について別に制限あり															
	集荷場等	×	×	×	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	騒音の制限あり ▲工場・倉庫等は当該欄による	
	自家用で危険物を貯蔵しない倉庫	×	×	×	①	②	○	○	×	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下	
	倉庫業を営む倉庫	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○		
	畜舎(15㎡を超えるもの)	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	▲	▲	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲ 2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	×	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○		
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○		
	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	×	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	×	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下
		量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
		量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
量が多い施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要														

■ ふなばし生き生きふれあいマップ

船橋市では、都市計画決定情報やその他様々な情報について地理情報システムを使用して、パソコンやスマートフォンを通し、市民の方へ配信しております。



生き生きふれあいマップのポータルサイトを閲覧できます。



船橋都市計画参考図



分類名	項目名	属性値
都市計画区域	都市計画区域	新都市計画区域
区域区分	区域区分	市街化区域
用途地域	用途地域	商業地域
	通車率	20%
	容積率	40%
	敷地面積	
地域地区	高度地区	該当なし
	高度利用地区	該当なし
	特許地区	該当なし
	防火・準防火地域	準防火地域
	風防地区	該当なし
	新築建替地区	新築建替地区
	建築地区	該当なし
	半農建替地区	該当なし
計画区域	計画区域	該当なし
都市施設	交通施設	該当なし
	公園・緑地	該当なし
	公園施設	該当なし
	市場・火葬場	該当なし
市街地開発事業	市街地開発事業	該当なし
地区計画	地区計画	該当なし
その他の情報	建築基準法22条区域	該当なし
	建築基準法22条区域	該当なし
	造成地区計画区域	市内全域なし
	市街地開発事業区域	市内全域
	建築計画区域	建築計画区域 (市内全域)
	建築計画	該当なし



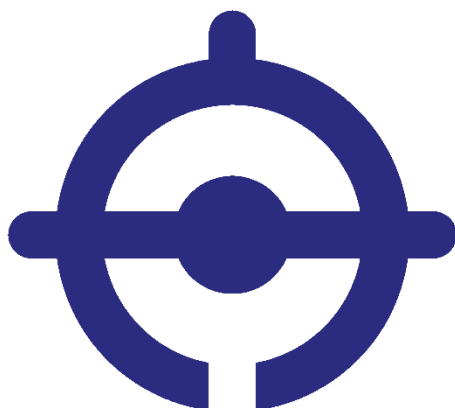
本図は都市計画決定情報システムの画面表示ではありません。図に記述する資料として利用できません。
 以下のことに留意の上、土地利用計画の参考としてください。
 ・測量図等は、測量図によるものではありません。
 ・測量図等とは別に、測量図が作成されています。
 ・都市計画決定後に、測量図を計画する際は、都市計画決定から500m程度の範囲の図が必要となります。
 ・測量図等の境界については、都市計画決定後に変更がある場合があります。
 この測量図等は、国土院の測量図と一致するものではありません。測量図等の測量成果(測量成果)は、測量図等とは別に作成されています。
 (測量成果)は、測量図等とは別に作成されています。

図面表示の情報は、図面表示のページをご覧ください。
 本図は、測量図等とは別に作成されています。

ふなばし生き生きふれあいマップを使えば、船橋市内の都市計画に関する様々な情報を確認することができます。
 船橋市ホームページからアクセスでき、プリントアウトも可能です。

左の図は船橋市役所における都市計画の情報を出力した画面です。
 確認できる情報としては、
 ・区域区分
 ・用途地域
 ・建蔽率
 ・容積率
 ・地域地区
 ・都市施設
 ・地区計画
 などです。

災害リスク情報については、こちらに印字されるコードから読み取れるページで確認できます。



船橋市

FUNABASHI CITY

船橋の都市計画 2026

令和 8(2026)年 9 月

〈編集・発行〉

船橋市建設局 都市計画部 都市計画課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号
TEL 047-436-2524 FAX 047-436-2544